

# 会 議 録 目 次

平成24年第5回海田町議会定例会（第1日目）

平成24年9月4日（火）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第2	会期の決定について……………	4
日程第3	諸 般 の 報 告……………	5
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
	（3）報 告 第 3 号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率について	
日程第4	認定第1号 平成23年度決算の認定について……………	8
日程第5	認定第2号 平成23年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の 認定について……………	16
日程第6	一 般 質 問	
	○住吉秀公議員……………	22
	○佐中十九昭議員……………	29
	○下岡憲国議員……………	42
	○兼山益大議員……………	57
	○桑原公治議員……………	61
	（延 会）……………	67

平成24年第5回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成24年9月4日(火)  
2. 招集の場所 海田町議会議事堂  
3. 開会(開議) 9月4日(火)9時00分宣告(第1日)

4. 応招議員(15名)

1番	大江康子	2番	兼山益大
3番	下岡憲国	4番	住吉秀公
5番	宗像啓之	6番	桑原公治
7番	岡田良訓	8番	西田祐三
9番	渡辺善隆	10番	多田雄一
11番	西山勝子	12番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	久留島元生		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(15名)

1番	大江康子	2番	兼山益大
3番	下岡憲国	4番	住吉秀公
5番	宗像啓之	6番	桑原公治
7番	岡田良訓	8番	西田祐三
9番	渡辺善隆	10番	多田雄一
11番	西山勝子	12番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	久留島元生		

7. 欠席議員

なし



8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山岡寛次
副町	長	三宅信行
企画部長		大久保裕通
総務部長		内田和彦
福祉保健部長		窪地満
建設部長		北山忍
会計管理者		木原晴彦
総務部次長		臼井真
企画課長		門前誠司
財政課長		鶴岡靖三
総務課長		脇本健二郎
税務課長		花本則之
住民課長		加藤一生
社会福祉課長		中川修治
こども課長		森川雅枝
長寿保険課長		伊藤仁士
保健センター所長		湯木淳子
都市整備課長		近森茂
建設課長		久保田誠司
下水道課長		武田昭典
教育委員長		瀧川昌俊
教育長		小谷桂司
教育次長		植野敏彦
学校教育課長		小田原かおり
生涯学習課長		中垣雅彦
水道課長		丹羽勤

収 税 対 策 室 長      海老原 由 訓  
町 民 サ ー ビ ス 室 長      中 下 義 博  
代 表 監 査 委 員      岸 保 公 明

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長      細 川 真 示  
主                      査      森 原 宏 生  
主                      事      利 光 裕 子

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸 般 の 報 告  
(1) 議会報告  
(2) 行政報告  
(3) 報告第3号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第4 認定第1号 平成23年度決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 平成23年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第6 一 般 質 問
- 日程第7 請 願 第 1 号 町道6号線整備早期完了を求める請願
- 日程第8 第33号議案 海田町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第34号議案 海田町防災会議条例及び海田町災害対策本部条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第35号議案 平成24年度海田町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 第36号議案 平成24年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第12 第37号議案 平成24年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 発議第6号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書案

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議事の内容

午前 9時00分 開会

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦勞様でございます。ただいまの出席議員は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成24年第5回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は報道のためテレビ・カメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第13に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、14番、前田議員、15番、佐中議員を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日から9月6日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって会期は本日から9月6日までの3日間と決めます。この際、執行部の出席を求めため、暫時休憩いたします。

~~~~~〇~~~~~

午前 9時01分 休憩

午前 9時02分 再開

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申しあげます。本定例会の会期は本日から9月6日までの3日間と決しております。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付いたしております、6月定例会以降の主なものについて報告させていただきます。まず、6月28日から29日まで総務文教委員会、7月5日から6日まで福祉厚生委員会、7月19日から20日まで建設産業委員会が所管事務県外調査を実施され、それぞれ委員会報告書が提出されておりますのでご参照ください。次に、8月9日に安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会が開催されましたので、組合議会議員であります、私から議会の概略についてご報告いたします。それでは平成24年8月9日に開催されました、平成24年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会についてご報告いたします。第1回臨時会におきましては、人事案件1件、条例案件2件、予算案件1件が提出されました。まず、人事案件として監査委員の選任の同意について、では識見を有する者のうちから選任する監査委員として、原田幹太氏が全会一致で選任されました。次に、条例案件として安芸地区衛生施設管理組合廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について、及び安芸地区衛生施設管理組合安芸クリーンセンター設置管理条例の一部改正についてが提出され、全会一致で原案のとおり可決されました。次に、予算案件として、平成24年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第1号）が提出され、全会一致で原案のとおり可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思っております。以上で平成24年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会についての報告を終わります。また、6月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、あわせてご参照ください。委員会関係資料は議会事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思っております。以上で議会報告を終わります。続いて、行政報告について町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（山岡） 皆さん、おはようございます。今日はよろしく申し上げます。それでは、6月定例議会後の行政執行の状況についてご報告いたします。はじめに、6月27日、イオン海田店と地震・風水害等による大規模災害発生時における防災活動協力協定を締結いたしました。次に、6月に着手いたしました、ごみ焼却施設解体工事についてでございますが、解体建物の仮囲い及び密閉作業の後、ダイオキシンの除去作業を行っております。続きまして、梅雨時期における降雨状況でございますが、6月8日の梅雨入りから7月17日の梅雨明けまでの降雨量は492ミリで、昨年と比較して少雨となっております。この間、7月14日、早朝から降りはじめた大雨では、10分間に最大16ミリと

いう猛烈な雨が降った事により町内各地で道路冠水が発生しましたが、大きな被害はありませんでした。次に5月1日から受け付けを開始しました海田町住宅リフォーム補助事業補助金でございますが、8月末現在、44件の申請が出されており、順調に申請数が増加をしております。また、住民の皆さんからの要望により8月1日から共同住宅を交付対象に追加し、既に数件の相談がございましたが、今後より一層、当該補助金が活用されるものと考えております。続きまして、町道整備につきましては、計画の段階から地域住民の皆さんと協働で進めてまいりました国信二丁目地内道路整備工事が7月13日に完成し、即日供用開始を行いました。次に、7月に着手しました海田中学校屋外環境整備工事については、予定どおり進捗しており、現在プール底盤の解体中で、その後工作物を撤去し、11月末に完成する予定でございます。続きまして、6月13日、7月9日、11日、13日に4小学校区において、学校・警察・道路管理者・地域の方々により通学路点検を実施をいたしました。今後は、国・県・警察に依頼するものと、町として対応できるものに分け、順次行ってまいりたいと思っております。以上簡単でございますが、行政執行状況の主なものについて報告をいたしました。今議会では、報告1件、決算認定2件、条例制定1件、条例改正1件、補正予算3件を提出しております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。続きまして、報告第3号、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第3号、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足報告書により、その内容をご説明いたします。報告書の1ページをお願いいたします。平成23年度決算に基づく健全化判断比率報告書でございます。まず、一般会計の赤字額を比率で示す実質赤字比率でございますが、平成23年度決算で赤字となっておりますので、値が出ておりません。なお、この比率の早期健全化基準は14.44%、財政再生基準は20%でございます。次に、すべての会計を合わせた赤字額を比率で示す、連結実質赤

字比率でございますが、各会計とも赤字となっておりますので、値が出ておりません。なお、この比率の早期健全化基準は 19.44%、財政再生基準は 30%でございます。次に、公債費等の比率を示す実質公債費比率でございますが、13.2%となっております。なお、この比率の早期健全化基準は 25%、財政再生基準は 35%でございます。次に、地方債の他一般会計で将来負担すべき実質的な負債を含めた将来負担比率は 16.6%となっております。なお、この比率の早期健全化基準は 350%でございます。これら 4 指標とも早期健全化基準を下回っております。また、2 ページから 5 ページには指標の算定内容を記載しております。続きまして、6 ページをお願いいたします。平成 23 年度決算に基づく資金不足比率報告書でございます。公営企業ごとの資金不足比率でございますが、対象となります水道事業会計及び公共下水道事業特別会計ともに資金不足を生じておりません。なお、この比率における経営健全化基準はそれぞれの公営企業ごとに、20%でございます。なお、7 ページ、8 ページには算定内容を記載しております。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、去る 8 月 21 日に監査委員が審査を行っております。お手元に配付しております、平成 23 年度決算に基づく海田町財政健全化審査意見書及び海田町公営企業経営健全化審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。

○議長（久留島）岸保代表監査委員。

○代表監査委員（岸保）監査委員の岸保でございます。先に町長に提出しております、平成 23 年度決算に基づく海田町財政健全化審査意見書及び海田町公営企業経営健全化審査意見書についてその概要を申し上げます。審査は 8 月の 21 日に行いました。町長から提出された平成 23 年度決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、公営企業における資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員の説明を聴取する事などにより、そうする事によりそれらの書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、審査を実施いたしました。その内容はいずれも適正に作成されているものと認められます。以上、簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては各意見書をご覧いただければと思います。

○議長（久留島）以上で財政健全化審査及び公営企業経営健全化審査の報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第3号についてはこれをもって終結いたします。これにて諸般の報告の全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 日程第4、認定第1号、平成23年度決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 認定第1号、平成23年度決算の認定について、平成23年度海田町一般会計歳入歳出決算、海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、海田町介護保険特別会計歳入歳出決算及び海田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。決算の内容につきましては担当者に説明させるとともに、決算書及び主要施策の成果に関する説明書を提出しておりますので、ご審議いただくようお願い申し上げます。

○議長（久留島） 財政課長。

○財政課長（鶴岡） それでは、平成23年度決算の内容につきまして、主要施策の成果に関する説明書によりご説明いたします。まず、一般会計でございます。主要施策の成果に関する説明書の3ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額92億409万1,000円、歳出総額88億6,609万1,000円で、差し引き3億3,800万円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源4,060万4,000円を控除した実質収支額は2億9,739万6,000円の黒字となっております。次に歳入についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。なお、一覧表の決算額は、欄外に注記をしておりますが、地方財政状況調査の区分で作成をしております。決算書の決算額と異なるところがございますが、ご了承いただきたいと思っております。まず、歳入総額でございますが、92億409万1,000円で、対前年度比2億9,204万9,000円、3.1%の減となっております。主な内容につきましては、1款の町税が41億4,181万8,000円で2億245万8,000円、4.7%の減となっております。主な減額の理由は、景気低迷による個人町民税の減や自動車部品

製造業の一部において法人税割の落ち込みが大きかった事によるものでございます。次に、14 款の国庫支出金につきましては、12 億 5,452 万 3,000 円で 3 億 1,344 万円、20% の減となっております。主な減額の理由は、平成 22 年度に実施した小学校耐震補強事業の交付金によるものでございます。次に、16 款の財産収入につきましては、369 万 8,000 円で 1 億 6,124 万 7,000 円、97.8% の減となっております。主な減額の理由は、平成 22 年度に、窪町地内の未利用地を売却した事によるものでございます。次に歳出についてご説明いたします。28 ページをお願いいたします。歳出の一覧表についても地方財政状況調査の区分で作成をしております。ご了承いただきたいと思っております。まず、歳出総額でございますが、88 億 6,609 万 1,000 円で、対前年度比 1,845 万 2,000 円、0.2% の増となっております。主な内容につきましては、3 款の民生費が 31 億 513 万 2,000 円で、8,371 万 5,000 円、2.8% の増となっております。主な増額の理由は、子ども手当によるものでございます。次に、4 款の衛生費につきましては 8 億 3,495 万 9,000 円で 1 億 132 万 7,000 円、13.8% の増となっております。主な増額の理由は、浄化槽減少化対策措置事業によるものでございます。次に、8 款の土木費につきましては、12 億 1,399 万 5,000 円で 1 億 6,752 万 3,000 円、16% の増となっております。主な増額の理由は中店小学校線道路改良事業費の増額によるものです。次に、10 款の教育費につきましては、6 億 6,190 万 8,000 円で 3 億 2,230 万 9,000 円、32.7% の減となっております。主な減額の理由は、平成 22 年度に実施した小学校耐震補強事業によるものです。続きまして、39 ページをお願いいたします。性質別の歳出決算額でございます。人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費につきましては、46 億 4,832 万円で、対前年度比 1 億 101 万 1,000 円、2.2% の増となっております。次に、投資的経費につきましては 7 億 8,367 万 2,000 円で 2 億 7,637 万 5,000 円、26.1% の減となっております。次に、その他の経費につきましては、34 億 3,409 万 9,000 円で 1 億 9,381 万 6,000 円、6% の増となっております。続きまして、63 ページ以降が事業別の説明書でございます。個々の説明は省略させていただきますが、この度から事業ごとの決算額に加え、事業に従事する職員の人件費を加えた総コストを記載をしております。続きまして、公共下水道事業特別会計の決算についてご説明いたします。363 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額 14 億 1,680 万 8,000 円、歳出総額 13 億 6,075 万 3,000 円で、差し引き 5,605 万 5,000 円の黒字となっております。364 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、使用料及び手数料が 4 億 8,271 万 3,000 円、

国庫支出金が1億700万円、繰入金が3億4,884万3,000円、町債が3億7,540万円となっております。370ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、事業費が4億7,657万6,000円、公債費が7億8,023万5,000円となっております。平成23年度末現在で海田町の下水道は437.22ヘクタールが整備され、1万1,402世帯が処理可能世帯となり、下水道普及率は92.5%となっております。続きまして、国民健康保険特別会計の決算についてご説明いたします。385ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額28億1,696万3,000円、歳出総額27億5,327万9,000円で、差し引き6,368万4,000円の黒字となっております。386ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、国民健康保険税が6億1,474万8,000円、国庫支出金が5億5,821万5,000円、療養給付費等交付金が2億5,370万円、前期高齢者交付金が8億5,997万9,000円、共同事業交付金が2億5,666万3,000円、繰入金が1億3,520万5,000円となっております。394ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、保険給付費が19億8,974万6,000円、後期高齢者支援金等が2億9,692万円、共同事業拠出金が2億9,179万3,000円となっております。続きまして、介護保険特別会計保険事業勘定の決算についてご説明いたします。425ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額15億6,619万8,000円、歳出総額15億6,451万9,000円で、差し引き167万9,000円の黒字となっております。426ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、保険料が2億9,426万6,000円、支払基金交付金が4億4,215万4,000円、国庫支出金が3億914万2,000円で、繰入金が2億8,573万7,000円となっております。433ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、保険給付費が14億6,397万1,000円となっております。続きまして、介護保険特別会計介護サービス事業勘定の決算についてご説明いたします。461ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額、歳出総額ともに1,203万円となっております。462ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。サービス収入が762万円、繰入金が441万円となっております。次に、464ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。事業費が1,203万円となっております。続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算についてご説明いたします。469ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額2億3,924万2,000円、歳出総額2億3,593万8,000円で、差し引き330万4,000円の黒字となっております。470ペ

ージをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、後期高齢者医療保険料が1億9,690万7,000円、繰入金が4,157万5,000円となっております。474ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が2億3,308万5,000円となっております。以上簡単ではございますが、平成23年度の各会計の決算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。平成23年度決算につきましては、去る7月17日から26日まで監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております、平成23年度海田町決算審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。岸保代表監査委員。

○代表監査委員（岸保）それでは、先に提出しております平成23年度海田町各会計歳入歳出決算審査意見書についてその概要を申し上げます。審査は7月の17日、18日、19日、20日、23日、25日及び26日の7日間、海田町一般会計、海田町公共下水道事業特別会計、海田町国民健康保険特別会計、海田町介護保険特別会計、海田町後期高齢者医療特別会計のそれぞれの歳入歳出決算の対象として行いました。町長から送付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に適合して調製されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳簿と照合するとともに、予算の執行状況について必要に応じて、関係職員の説明を聴取する等により審査を実施いたしました。その内容はいずれも関係法令に準拠して調製されており、それらの計数を関係帳簿と照合した結果、おおむね適正と認められました。以上簡単ではございますが、審査の概要について申し上げます。詳細につきましては意見書をご覧いただきまして、決算認定の参考にしていただければと思います。

○議長（久留島）以上で決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。決算の認定につきましては、例年のとおり決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場をお願いをいたしたいと思います。それでは質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○10番（多田）10番、多田です。監査委員、ちょっとお伺いしたいんですが、23年度の決算審査意見書を見ますと、おおむね適正というふうに書いてございます。おおむね適正というのがちょっと意味が、表現があいまいだと思うんですが、実態について監査委員の方をどのように、具体的に、率直な意見というのをお持ちなんですか。それを

ひとつお聞かせいただきたいのと。もう一つは、この不納欠損、前年度に比べて非常に増えております。1,900万円ですか、増えております。今、大変厳しい時代ですので、この欠損が増えたという事について、監査委員としてどのようにご指摘をされたのか、指導されたのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（久留島）岸保代表監査委員。

○代表監査委員（岸保）表現のおおむね適正とか、おおむね良好とかという表現のアローアンスといたしますか、ニュアンスの関係だと思えます。まず監査におきまして、監査が二つの種類に分けて監査をしている事は皆さんご承知だと思います。まずは業務監査でございますけど、業務監査におきましてはですね、各執行実績と、その処理が注意すべき事項にその処理がですね、注意すべき事項は多々ございましたけど、特記すべき事項はございませんでした。相対的に見て前年並みより、平調の実績という事で、アローアンス的におおむね適正とかという表現にさせていただいたところでございます。また、会計監査におきましてはですね、諸経費の使用実績、その処理等々大局的に見ましてですね、まずまず適正と判断して、町全体の会計の連結収支はですね、前年並みの余剰金を計上しております、やや良の堅調推移という実績でそのように表現をさせていただきました。また、不納欠損、つまり償却でございますけど、年々その判断基準といたしますか、判断して処理する制度はですね、若干ずつですが、私が就任後少しずつレベルがアップいたしまして、厳しく処理をされたものと思っております。今期は2,800万というその不納欠損を大幅に、計上させていただいておりますけど、その中身はですね、一般会計の税金関係が2,200万。それと主なものは約600万かご承知のように3月にご承認いただきました、住宅資金の償却だったと思えます。それから、保育料ですか、保育料が7,200円だったと思えますが、合計合わせて2,800万。ご承知のように経済事情等によりましてですね、若干その温度差といたしますか、年度処理の温度差が出てくる事はやむを得ないと思えます。監査といたしまして、不納欠損償却についてはですね、非常に厳密に私どもは当初より、厳しく重要事項の一つとして、掲げておいたところでございます。まず、不納欠損にするという事はですね、有資産、優良資産を無資産として処理をするわけですから、各企業の経営者もですね、非常に神経を尖らせて、厳密にやっているとところだと思います。海田町におきましてはですね、償却債権が不納欠損に計上後、消滅する自治法によるものと、消滅をしないといたしますか、時効の援用ができる民法適用の償却債権とがご承知のようにあります。住宅資金につきましては、自治法では

適用できません。時効の援用等もできます。そういうところをですね、厳しく一つ一つを指導していたところでございます。その債権がですね、特に海田町の場合は町税関係が主な債権だと思います。町税の中でもいろいろとまた種類がございまして、時効の期間、あるいは、時効が2年とか5年とか。またその中でも種類によって、民法で適用されるもの、自治法で適用されるもの、地方税法で適用されるもの等々に分かれて、その処理と手段、方法はすべて異なります。そういうようなところをですね、1からずっと縷々機会あるごとに申し上げて指導しているところでございます。特にあの交渉経過におきましてはですね、どういたしますか、理詰めの一つ一つを詰めて、調整できる自治法に基づく、債権なのか、そうではないのかという事をですね、念頭に置きまして、支払い者、債務者が本当に支払い能力があるのかないのか、支払い意思があるのかないのか、そういうものを早期に見きわめてですね、見きわめつつ、一つ一つその手段をとっていくように指導して参ったところでございます。住宅資金につきましては、3月に非常に厳しい内容にもかかわらず、議員さんの非常に高度な判断のもとにご承認された事は非常に懸命なものと、私は解釈しております。いずれに察しましても、不納資産をですね、いつまでも会計処理上残しておくという事はですね、非常に今後の資産計上に影響されます。バランスシートもできておりませんが、そういうものができてしましますとですね、有資産であったものが無資産になってしまうという事は、非常にゆゆしき問題が残りますので、償却につきましてはですね、当初より一つ一つ、教育指導といたしますか、そういうものも兼ね備えて監査をやっていった所存でございます。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。多田議員。

○10番（多田）不納欠損についてですね、今度は執行部の方にお聞きしたいんですが。先ほど監査委員が言われました住宅資金について、議会で承認をしたわけですが、実際にはこれは568万円ですが、実質的にはもっと金利がついて、おそらくかなり膨れ上がってんだと思うんですが、これは会計上を568万円の不納欠損という事になりました。その他にも、先ほど監査委員が言われておりましたように、2,200万円、町税の方で不納欠損が出ております。これにつきましても去年より非常に増えてるわけですが、今後この不納欠損についてもっと減らすような努力をするという事の内容というのは、こういうふうにするんだという事をお聞きしたいと思うんですが。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）この不納欠損につきましては、22年度と23年度比較いたしまして、

額が多くなってる。これは景気低迷によるものについて、納付困難な方が非常に増えて額が多くなってる、非常に増えてきたという事でございます。そういう中で、納付が可能なもの、可能でないもの見きわめを権利者と申しますが、納税者の方と面接したり、納税交渉を行っている中で、どうしてもを払う事ができないという事で、事故によるものが多くなってきた結果でございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）内容につきましては今、税務課長が答弁した通りでございますが、今後につきましては、例えば個人の住民税につきましては、今年度から従来ですと本来天引きすべきところを、事業者の都合で天引きしていないというような例もございましたので、こういったようなものは給料から天引きする特別徴収制度に切り替えるよう、県内の市町村の中でも先んじてそういう取り組みを行うとか。それから、やはり大口で悪質なものにつきましては、徹底的な財産調査を行うと。こういったところで対応して参りたいと思います。しかしながら、そうは言っても納付能力がない、資産もない、というような方につきましては、ここらへんにつきましては地方税法の適用で、滞納処分の執行停止して時効を迎えるという制度もございますので、そういう見きわめを今後ともして、悪質な方については、そういった時効によって公平性を免れるという事のないように努めてまいりたいと思います。

○議長（久留島）他に質疑はございませんか。西田議員。

○8番（西田）8番、西田です。一般会計歳入歳出決算の意見書で質疑をしたいと思えます。意見書の1ページのところの、総括の意見というところにですね。23年度は、当町の財政もその影響を受け、更に人口減少・企業移転問題などがあり、迎える年度は税収入の減額が予想される中、当町の財政収支見通しは厳しいものがある。自主財源の確保に努めるなど、さらなる財政の健全化を図る事、と。こういうふうに言われているんですが、この中でですね、まずさらに人口減少・企業移転問題があると、こういうふうに書かれております。具体的にどの程度、人口減少を捉えられて次の来年度の減収が予想されると、こういうふうに書かれたのかという事と。もう1点、さらなる財政の健全化を図る事と、なっております。このさらなるというのは、前年分をいうのか、または今までの傾向の中からそれに基づいてさらなるというふうな表現にされているのか。いずれにしてもですね、税収の減少が予測されると言われておりますし、健全化を進めていかないといけませんよと、こういうふうに言われておると思うんですよね。その2点。

人口減少の具体的、何を捉えられて税収が落ちると表現されたのかという事と。さらなるというのは、前年度に比べてという意味なのか、それまでの動きの中からという意味で言われているのか。この2点を質疑したいと思います。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（岸保）さらなる人口減少というのはですね、皆さんもご承知のように当町においての大きな優良企業でございます、ユーシンの移転問題等もございましてですね、何人海田町に在住されとるかという事は定かではございませんけど。自衛隊等が官舎が移転した事によって、大きなダメージを受けた事は照らし合わせる範疇じゃないかと思えます。そういうような事で、それと、まだまだ世界情勢大きな話になりますから、世界情勢は非常に日本経済において厳しいものが増えつつございます。円高とか、あるいは企業の海外進出、タックスヘブンでございますね。とかという事で、非常に国内企業は製造業関係が非常に厳しくございます。中小企業も特に海田町は多うございます。マツダ関係も非常に厳しい状況でございます。そういうものを総合して、税収が企業、人口とも減少が図られる事は、皆様もご認識の範疇ではないかという事でございます。それからさらなるという事はですね、やはり2年よりは去年、去年よりは今年と。ステップバイステップでございますね、行政改革、不要、無駄なものの排除でございますね。つまり予算があるから消化するんだという時代はもうとっくに過ぎております。予算があつて執行して、残りをいくら出すかという。そういう意識改革は当然ですが、物品でも何でも、安価で良質でタイムリーなものを調達しなくてはいけない事は、もう言うまでもございません。そういうものを総合して行政改革、行政改善を図るといふ、さらなるというものを含めた意味でございます。以上でございます。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。住吉議員。

○4番（住吉）4番議員、住吉です。まず代表監査委員に1点ほどお伺いします。先ほどの答弁で予算を使って残りをいくら出すか、それは行政改革であるというふうにおっしゃいました。今年度の一般会計の歳出を見ますと、執行率が22年度は90%だったのが23年度95%と。不要額は2億7,000万円出したけども、22年度に比べたら改善されているという事になりますが、代表監査委員の目から見て、この不用額2億7,000万、執行率95%というのは、健全な予算の使い方だと思われませんか。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（岸保）先ほど答弁いたしました、アローアンスの範疇の問題だと思いま

す。先ほど申し上げました、安価で良質にタイムリーに使うと。何ぼ良い物でも、不要・不急な資材を調達したり、物品購入する事はタブーでございます。必要な物を最小限に、最大限に費用対効果を引き延ばすというのが、やはり今の時代が求められてる範疇で、例えば試験で62点が63点となったという程度のパーセンテージという事ですから、これは若干の数値の総意はあっても、全体的に執行状況から見ましての判断でございます。以上でございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）それでは今度は逆に執行部の方に1つ聞いてみたいと思います。こうやって予算が2億7,000万余りましたよ、と。費用対効果を求めて、必要な物をより安く買ったというのであればいいんですが、反面、住民の皆さんの要望に全て応えた上で、これだけ余ったという事なんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）不用額につきましては最終予算に対するという事でございますから、最終補正を経た後にこれだけ使い切れなかったという事だと思っております。そういう中では、住民の方々の要望、予算の範囲内で最大限に取り入れさせていただいた上での結果であるというふうに判断しております。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）細かい話になりますが、例えばカーブミラー1本30万ですよ。それも満足に建てれんような状況で2億7,000万余るとというのが、果たして正しい状況なんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）カーブミラーにつきましても、自治会要望、それからPTA要望、そういったようなものにつきましても、十分に検討させていただいて、必要としておるものについては対応させていただいております。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、認定第2号、平成23年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）認定第2号、平成23年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、平成23年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴い生じた剰余金を剰余金処分計算書の場合のとおり処分するものとし、あわせて同法第30条第4項の規定により、平成23年度海田町水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。内容につきましては担当者から説明します。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（丹羽）それでは、認定第2号、平成23年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、決算書の18ページをもとにご説明いたします。その前に、本年4月1日から地方公営企業法の一部を改正する法律等が施行され、地方公営企業における資本制度が見直された事に伴い、総務省が示したモデルにより、決算書の様式及び認定議案の一部を例年のものより変更いたしております。それでは、決算書の18ページをお願いいたします。総括事項でございますが、平成23年度は管路の新設、老朽管の布設替、配水池流量計取替工事を行うとともに、耐震化を図るために石原配水池の基本設計及び国信浄水場、国信配水池の耐震2次診断を行いました。財政面については水道料金収入が減少した事により、事業収益が減少いたしました。次に、給水状況でございますが、給水戸数は増加傾向にあるものの、給水人口は年々減少しており、年間配水量及び年間有収水量も減少をしております。続きまして、建設改良事業でございますが、配水管設備工事として配水管新設工事、配水管布設替工事等を行いました。また、浄水設備整備として、国信浄水場の耐震2次診断を行いました。次に、財政状況でございますが、平成23年度の事業収益は税抜きで4億250万円となり、前年度と比較して614万円減少しております。一方、事業費用は税抜きで3億6,789万円となり、前年度と比較して118万円増加しております。以上の結果差し引き3,461万円の純利益となっております。また、資本的収支では、差し引き1億3,652万円の不足となり、当年度分の損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。平成23年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算につきましても、去る7月9日に監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております、平成23年度公営企業会計決算審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。岸保代表監査委員。

○代表監査委員（岸保）それでは引き続きまして、先に町長に提出いたしました平成23

年度海田町水道事業会計決算審査意見書につきまして、その概要を申し上げます。審査に当たっては決算書類の計数が正確であるか、財務諸表は経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、経営活動が経済性を発揮して行っているかなどの点に主眼を置き、決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し、既に実施いたしました監査の結果も参考にして慎重に行ったところでございます。その結果、決算書及び附属書類は計数が正確で、財務諸表は経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認められます。以上、簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては意見書をご覧くださいいただければと思います。

○議長（久留島）以上で決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましても、例年のとおり決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場をお願いをいたしたいと思っております。それでは質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。意見書の1ページですけれども、総括意見の中で事業を横ばいとかいう文章の中で、全部が、年間配水量も減、また営業収益も減、純利益も減、すべて減となっております。これ年々厳しい状況になってきていると判断するわけです。ただ県営住宅の分担金が3年に渡って入ってまいりましたので、随分水道事業の経営を支えてきておりますけれども、現実は大変厳しいと判断しておりますが、ここで前年度に引き続き、平成23年度も企業債の借り入れを行っておらず、企業債残高の減少を図る事ができた事から、経営体質の改善が見られると文言でございますが、今も担当課長の方から平成23年度の事業の概要がありましたが、石原浄水場の基本設計が終わったという事は、次は工事に入るわけですね。それと国信浄水場の耐震診断の結果においては、耐震補強工事、また、それとも新たに設置しないといけない場合も起こりうる。そうすると企業債は一気に膨れ上がっていくわけですね。だから、企業債を発行してないから、経営改善と私視点が大変厳しいものがあると思うんですけども、その点についてはどのようにお考えになって、この企業債を発行していないから、経営体質の改善が図られたと判断されたのか。また4番目ですけれども、収入確保のため、海田の水の販売を積極的に進める事と。もちろんその収入はどのようにして得るかという事は大事な視点ですけども、私の記憶にある限り、海田の水にするためには、随分のコストがかかって、販売

をすると随分高い値段をつけないと、販売はできないと判断であったと記憶しておりますけども。今世間でお水が売られております金額で販売できると判断をされてここに文言を入れられたのでしょうか。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（岸保）順序不同でございますけども、お答えさせていただきたいと思えます。海田の水の販売につきましてはですね、東京都におきましても広島県におきましても、積極的に販売をやってるところはご承知と思えます。まず、海田町の水というものの販売をやってると海田町の水があるんだという事はですね、町民に知れ渡っておりません。ですから、費用対効果の問題ではなしに、広く海田町民に知っていただくというのが第一じゃないかと思えます。販売のルートでございますけど、これをむやみに広げるのではなく、海田町の公共施設において、業者のコカ・コーラとか、色んな業者が置いてる自動販売機に入れさせていただくと。今は海田の水は販売しておりませんが、安くても皆さんに知っていただくというのが第1条件じゃないかと思えます。

それと、質問の事項で、21年度・22年度も同じような答弁をさせていただきましたが、執行部と議会が決定しているものは、監査の方に答弁するあれを超えておりますので、差し控えていただいて、一般質問等をお願いしたいと思います。それと、横ばいとかという事でございますけど、収益計上額はですね、ご承知のように償却債権、並びに消耗資産の去年よりは比べて増加しております。ですから、これを足しますとですね、実質収益は若干の減はございますけども、前年度並みの金額の収益計上がされておるという事でございます。ご理解いただけましたでしょうか。それと、売り上げ減少とかというのは、やはり経済環境とか人口とか、海田町の企業活動とか、企業の活動とかで大きく左右されておりますので、そこらのところは、やはりこの過去少しずつ、大体2.3から2.5%ぐらいずつ減少っております。まだまだこの数年間は減少が余儀なくされる環境じゃないかと思っております。そういう事でさらなる、やはり内部の経営の筋肉質にやっていくという事ではないかと思えます。経費におきましてもですね、特に工事関係は最小限にとどめられたと思えますので、全体の収支と申しますか、歳出はやはり今後とも続けて企業の自己資本比率をやはり高めるのが第1の企業の責務じゃないかと思えます。いずれにしましても、バランスシートがございまして、よくご覧になっていただければ分かるんですが。水道管等を施設した資金が、借入金にしましても大半でございまして、固定資産の部門においても大半でございまして、使ってこそ資産価値が

あって、万が一というときには、鉄道の線路と同じようにですね、撤去するにしても何にするにしても莫大な資金がいります。バランスシートを分解しますと、バランスの上の数字は非常にいい計数でございますけど、実態の足元を見ますとやはり危険度を含めた情勢じゃないかと思imasので、そういうふうなものを総合的に含めて、やはりもっともっとという事が大事じゃないかと思imas。以上でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今、縷々説明を受けましたけども、なるべく工事をしない。海田の水道施設がどのような状況かもお存じなくて、極力工事をしない。先ほど課長が石原浄水場の基本設計をした次は工事に入るわけですね。国信浄水場も耐震2次診断をした次には、工事に入らざるを得ない。またよそも工事に入らざるをえない箇所は縷々あります。戦前の軍の用地を譲り受けた施設でございます。それをかんがみただけでも何十年も経過しておりますので、今から企業債を発行しないという事にはならないと私は判断しております。それはいずれにいたしましても、最後の海田の水の件ですけども、ここに明確に収入確保のため、海田の水の販売を積極的に進める事と、意見書に記入されているわけですね。じゃあ、これと先ほどの説明は全然整合性がないんですけども、どちらが正しいのでしょうか。もしこの記入されている事でなければ、この意見書は成り立たなくなってしまうんですけども、どのように判断をしたらよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）佐中監査委員。

○15番（佐中）議会の選出の監査委員の方からお答えいたします。先ほどの企業債の事で言われましたけれども、我々は議会で決まった予算のもとで正確に、あるいは事業が本当に町民の安くてしかも効果的な事業をやっているのかどうか。これを主眼において、審査をし、そして決算を終えたわけでございます。現在、企業債は8億3,966万円あります。23年度で5,000万円を返却しておりますが、そういう面から見ると、23年度の予算は健全なこういうものであると。しかも利益も出ております。それから先ほど海田の水の事を強調、申されておられますけれども、元々この海田の水は海田のおいしい水という宣伝のもとから、これが作られて、町民の皆さん方にPRすると。ですから基本的には、海田の水を催しで活用しながら、海田の水をもっともっと利用して頂くというのが根底にあるわけです。たまたま海田の水というのがペットボトルで販売をされますから、せっかくだからこれを活用してもっともっと海田のおいしい水をもっと活用していこう、こういう意味でございます。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（岸保）浄水場の関係のご質問でございますけども、起債をするとかしないとかいうのは、そのために将来ありうるであろう不要不急の資金のために、先ほど申し上げました企業体質を筋肉化しておくという事で、財務体質の強化はどうしても必要な事でございます。それから浄水場の云々でございますけども、大体の事は担当の方からお聞きしております。今の工事関係はご承知のように、突発的に起こるとか、色んなものについて、早く言えば絆創膏を貼ったような工事でございます。ですから、本体自体が必ず相当の経年を迎えておりますので、やはり限界が来るであろうと。そのときには、やはり起債もしなくてははいけませんし、また根本的に企業の収益力といいますか、償還財源の確保を図っていかなきゃいけないという事で、やはりきちっとした企業対応するもっともっともういう事でやっていく必要がある事はどなたか聞いても同じ事じゃないかと思えます。以上でございます。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。この際、認定第1号、平成23年度決算の認定について及び認定第2号、平成23年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、議長より発議をしたいと思います。本件につきましては、議員7名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中といえども審議しうる事といたしたいと思います。なお、委員の指名につきましては議長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって本件は議員7名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査する事に決めます。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員については委員会条例第5条の規定により、2番、兼山議員、4番、住吉議員、6番、桑原議員、8番、西田議員、11番、西山議員、12番、崎本議員、14番、前田議員、以上7名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、そのように決めます。この際、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長、副委員長互選のため、暫時休憩いたします。委員の皆さんは委員会室にご参集ください。

~~~~~○~~~~~

午前 10時12分 休憩

午前 10時22分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果についてご報告いたします。委員長に西田議員、副委員長に住吉議員と決しております。以上で平成23年度決算の認定についてを終わります。暫時休憩いたします。再開は10時40分からです。

~~~~~○~~~~~

午前 10時23分 休憩

午前 10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第6、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。4番、住吉議員。

○4番（住吉）4番議員、住吉です。3項目についてお尋ねいたします。まずはじめに、常設型いきいきサロンについてお尋ねいたします。海田町におけるいきいきサロンは年6回の開催で、社会福祉協議会から補助金が交付されるという事で、イベント型のサロンになっております。また、開催に当たっても社会福祉協議会に丸投げで、行政がほとんど関与しておりません。高齢者の方々が望んでおられるのは気軽に集える場所であり、イベントではありません。イベント型では企画運営等の負担も大きく、高齢者も呼ばれて参加するだけであります。昨今、全国各地において常設型いきいきサロンが開催されております。この趣旨はご近所さん同士の集いの場として何か特別な事をするのではなく、ただ集まってお茶を飲みながら話をするという、かつての縁側のような空間を設ける事にあります。それにより、お互いの助け合いという緩やかな見守りにも繋がり、いつまでも住みなれた地域で暮らす事が可能になると考えられております。海田町においても行政の後押しにより、常設型いきいきサロンを開設されてはいかがでしょうか。続きまして、公園の夜間閉鎖についてお尋ねいたします。町内の公園の中には、夜間子供たちがたむろして騒ぎ、近隣住民に多大な迷惑をかけているところがあります。また、公園備品などが破壊されたり、犯罪に繋がるような事も起きております。平成19年には西東京いこいの森公園の噴水で遊ぶ子供の声がうるさいとして、近くに住む女性が騒

音差し止めの仮処分を申し立て、東京地裁八王子支部が噴水を使用してはならないとする決定を出しております。また、平成 21 年には公園から自転車で飛び出した小学生が自動車にはねられたのは、安全対策に不備があった事が原因として、公園管理者である愛知県美和町に対し、約 5,600 万円の支払いを命じる判決が言い渡されております。これらの事は、公園を原因とする住民の被害が発生した場合、その責任は管理者である行政にあるとするものであります。町民の方から町を相手にした訴訟を起こされる前に、苦情の出ている公園は夜間閉鎖をしておこなうべきでしょうか。最後に、保育士の確保についてお尋ねいたします。海田町の今年度の保育士の採用予定は 2 名でしたが、実際には 1 名しか採用できておりません。海田町に限らず、日本全国において保育士の不足が深刻化しており、待機児童発生 の 要因 となっております。5 年後には全国で約 7 万 5,000 人の保育士が不足するとの見通しもあり、今後、保育士の確保はますます厳しくなる事が予想されます。広島県において保育士人材バンクが開所されましたが、県内で最も職員給与が安いといっても差し支えない海田町が、その恩恵にあずかれるか、甚だ疑問であります。自衛隊では専門分野を学ぶ学生に、毎月 54,000 円の学費を貸与し、卒業後に自衛官として一定期間勤めれば返済を免除する自衛隊貸費学生という制度があります。この制度は在学中に学業成績の提出も義務付け、夏休み期間中に 1 週間程度の研修参加もさせております。海田町においても、将来的に安定して保育士が確保できるよう、保育士貸費学生制度を創設されてはいかがでしょうか。以上答弁を求めます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）住吉議員の質問に答弁をいたします。まず、常設型いきいきサロンの設置についてのご質問でございますが、現在、社会福祉協議会において、福祉センター 3 階の和室を開放してサロン的な試みを行っておりますので、これらを拡充するよう支援したいと考えております。続きまして、公園の夜間閉鎖についての質問でございますが、夜間に公園を利用される一般住民のために、青色防犯パトロールや警察と連携し、夜間の見回りの強化で対応しておりますが、それでも対応できない場合については、先進地の事例も参考にしながら、夜間のみ閉鎖する事も含め、検討したいと考えております。続きまして保育士の確保についての質問でございますが、本町の保育士採用は退職者補充を基本としており、毎年一定数を採用しておりません。そのため専門的な学術を専攻した者を幹部候補生として確保する目的で行っている自衛隊の貸費学生制度は馴染まないものと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）再質問に移ります。まず、常設型いきいきサロンでございますが、先ほど町長の答弁で福祉センターの3階の和室を開放していると、それらの拡充支援を図ってまいりたいという事でございますが、福祉センターという場所を限定してしまうと、地域住民という部分では難しいんじゃないかと。現にあの近辺の民生委員の方からもこういった要望が出されておるわけですよ。福祉センターという公共施設ではなしに、もっと身近な場所、空き店舗等、それらを利用した形でできないかと。現に今海田町内、老人クラブの方々の活動が盛んですよね、グラウンドゴルフとか。そういった方々は行く場所があります。介護保険認定された方はデイサービスセンター等行く場所があります。

要は足が悪くてグラウンドゴルフは参加できないが介護保険のサービスは受けられない、この中間層の方々が今行く場所がないんですよ。正直申しまして。公共施設のロビーがあるじゃないかと申しますが、それもなかなか利用しづらい。特に私の近所のひまわりプラザ、子育て支援の拠点になったので、高齢者の方にとってはちょっと使いづらい。中には子供の声がうるさいけ嫌じゃという方もいらっしゃいます。ましてやロビー、今ごろ海田高校の生徒が放課後や日曜日、勉強のために占拠しておりまして、地域住民が全く利用できないような状況になっておる。そういった中において、やはり高齢者が気軽に集える場所という事で、空き店舗、あるいは学校の余裕教室、これらを利用して週1でもかまいませんから、こういった常設型サロン、あるいは近隣市町でやっておりますというこちらのサロン、こういったものを来年度からはじめてみる気はないでしょうか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）空き店舗の活用につきましては、広島県の県社協でやっております、補助制度があります。それに乗っかってできればと考えております。地域住民の要望があれば、それに真摯に取り組みたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）今の課長の答弁であれば、地域住民の要望があればそれらを活用して、空き店舗を利用したサロンを開設するという事でよろしいですね。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）その通りでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

- 4 番（住吉） 余裕教室の活用という部分では難しいでしょうか。
- 議長（久留島） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川） 余裕教室の活用につきましては、現在のところまだ教育委員会と調整しておりませんので、現段階でちょっとご答弁を差し控えさせていただきたいと思  
います。
- 議長（久留島） 住吉議員。
- 4 番（住吉） 随分前向きな答弁が出たんで、次に移ります。公園の夜間閉鎖でございま  
すが、検討していただけると、かなり前向きなご答弁をいただいたと思います。ただ現  
在夜間の見回り強化とおっしゃいましたが、要は青色パトロールカーですよ。あれが  
来ると近所の住民の方によれば、あの光が見えたら、公園に集まってたむろしよる子供  
たちは、トイレの中に隠れたりするんですよ。あるいは南堀川公園であれば、ピアの  
影に隠れたりとか。そういった事もあって、地域住民の方から公園の中もちゃんと見て  
回れんのんかという声も正直出ております。その点に関しては改善は可能でしょうか。
- 議長（久留島） 総務部次長。
- 総務部次長（臼井） 防犯パトロールの活動状況につきましては、今後、そういった意見  
を参考に、業者の方と打ち合わせをしていきたいと考えております。
- 議長（久留島） 住吉議員。
- 4 番（住吉） そのへんの打ち合わせがちょっと曖昧になっとんじゃないんかと思うんで  
すよ。以前私が夜帰っておりましたら、南大正公園、そちらにパトロールの方いらっし  
やるんですよ。その方は公園の中に入って懐中電灯照らして、ピアの影やらなんやら  
全部確認しよったりするんですよ。その辺業者とはどういった契約になっとるんでしょ  
うか。
- 議長（久留島） 総務部次長。
- 総務部次長（臼井） 南大正公園につきましては、以前、そこの中で色んな事件といいま  
すか、事例があったんで、南大正公園については中の特に死角になる部分がありますの  
で、そこまでパトロールしてくださいという事でこちらが申し入れております。という  
経緯がございまして南大正については中まで入っている状態でございます。
- 議長（久留島） 住吉議員。
- 4 番（住吉） 夜間閉鎖も検討されるという、最初の答弁にございましたが、これはいつ  
ごろ結論を出される予定でしょうか。

- 議長（久留島）都市整備課長。
- 都市整備課長（近森）その件につきましては、地元とも協議をした上で、警察等の協議を合わせまして、検討させていただきたいと考えております。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 4番（住吉）地元との協議とおっしゃいましたけど、具体的にその地元とは誰を指しているのでしょうか。
- 議長（久留島）都市整備課長。
- 都市整備課長（近森）基本的には自治会を考えております。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 4番（住吉）こちらも随分前向きな答弁が出たので、次に移ります。保育士の確保ですよ。確かに毎年継続して採用するわけではないとおっしゃいましたが、今現在欠員を補充するために、臨時の職員を随分雇用されているかと思うんですよ。これらの方々正規の職員と違って、当然待遇面も給料安いですし、でも反面仕事の中身は一緒という事もありまして、正直申しまして臨時の方々からかなり不満の声が上がっておると、いうふうには聞いておるんですよ。その辺の実態はどうなんでしょうか。
- 議長（久留島）福祉保健部長。
- 福祉保健部長（窪地）まず、臨時の保育士については仕事の中身、正職と変わりませんので、賃金、それから待遇面に格差がありますので、その部分については、臨時の職員にとっては十分な不満の元になっておるだろうという事は認識しております。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 4番（住吉）海田町は子育てしやすい町という事で、随分町長が取り組まれてこられましたよね。ただ、そういった子育てしやすい町を標榜しておきながら、保育士の確保が困難、難しい、臨時に頼っていると、果たしてこれが正しい保育行政といえますか。
- 議長（久留島）福祉保健部長。
- 福祉保健部長（窪地）まず、臨時に頼らざるを得ない部分につきましては、いわゆる保育士については子供の数において最低基準がございます。預かる子供の数によって保育士が決まる部分がございますので。ここを常に常勤で揃えるという事が難しいのでその部分については臨時の方をお願いしているという事でございます。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 4番（住吉）そういった部分だけ臨時の方をお願いしているのであれば別に構いません

が、2名正職員採用する予定だったものが、1名しか採用できなかったと。そういった部分で正直、保育行政としてこのまま放置してよいのかと。将来的に保育所を確保する、そういった手立ても必要じゃないかと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）今後の保育士の確保につきましては、当然、採用所管が総務課となりますので、ここらあたりと協議を進めながらですね、確保に向けて努力していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）努力していきたいと申しましてもね、海田町の保育士に合格しました。広島市の保育士にも合格しました。それは給料が圧倒的にいい広島市にいきますよ。そういった人件費の部分を広島市と同等にするなんていう事は、とてもじゃないけどできませんし、そういった意味では、若い学生を、優秀な学生を確保しておく、そういった手立ても必要ではないかと思いますが、その辺はどう思いますか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）当面、総務主管課と協議していきたいと申しますのは、本町におきましては統一試験、いわゆる1年に1回だけの採用という形で進めておりますので、他市町と競合するところが出てまいりますから、その採用の方法については、複数、別の機会に採用を設けるとかいう事も考えられますから、そこらあたりからまず考えていく必要があるという事でご答弁申し上げたところでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）年に1回じゃなしに、年に複数回の採用を検討されるという意味だと思いますけれども、現状においても例えば臨時の職員が広島市で職が見つかったら辞めますよとか。そういった事になった場合、こども課の職員かなんかで、保育士の資格を持っている者が急遽入る、そういうふうな事もとられているんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）今年度についてはまだそのような事はございませんが、昨年度については保育士の資格がある者、それ以外の者も助けのために保育所の方に配置をさせていただきました。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）人件費が上がるという部分もございますが、臨時を減らして正規の保育士を今後増やしていくというお考えはないでしょうか。その方が安定した保育行政が運営できると思いますが、その辺はどのように考えられますでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）正規職員と臨時職員のバランスにつきましては、現在のやり方で継続したいと思っております。ただし、まず、正規職員につきましては、応募倍率が相当毎年ございます。ですから、試験方法によっておっしゃられたように、広島市と競合をするような日程であった場合に、どうしても合格するのが、どちらも合格するケースが高いというところで、正規職員については採用方法の変更その他によって、確保していけるんではないかというふうに考えております。ただし、臨時職員につきましては、現在欠員補充というよりは、構造的な問題として臨時でやっていくという形をとっておりますから、臨時職員の待遇面その他につきましては、十分に検討して、人件費の高騰を招かないような方法を考えてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）確かにおっしゃる通りだと思いますが、例えば昨年度でしたら、子供課長は最初二つの係長兼任しとったかと思うんですよね。やはりある程度一定的に正規職員を採用していく事は必要なんじゃないでしょうかね。今でも課長兼係長という方もいらっしゃいますし。課長補佐兼係長も結構いらっしゃいますね。1番すごいなと思ったのは生涯学習課長兼、図書館長兼、ふるさと館長。仕事できるかいと思うんですけどね。確かに人件費が上がるかもしれませんが、安定的な正規職員を採用していく。特に若いうちから捕まえておく事も、学生のうちから捕まえておく事も、考えた方がよろしいんじゃないでしょうか。これから先公務員給料が上がっていると思いませんし、その点を考えますと学生のうちから優秀な人材を確保して安定的に正規職員を確保していく、そういった考えは持てないでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今年度の人事配置で申し上げますと、これは年度末に死亡退職、それから急な希望退職、それから県との交流人事の中での割愛が戻ると、そういったような部分ございまして、退職者補充、特に事務職を中心に行いませんでしたので、いくつかのポジションにつきましては、兼職が出ております。元々の予定で先ほどおっしゃいまし

た、こども課につきましては、課長が二つ係長を兼務するという状態を計画的に解消できたんでございますが、そういった急遽な部分になっております。ただし、現在の社会情勢というところもあるのかわかりませんが、本町の採用の計画に関しましては、応募者は十分に受験してきております。そういったような中では、全体的に言われております、特に要職絡みとかそういったようなところで、それからの過疎地、こういったようなところにおけますような、職員の応募がないという状況はございませんので、現段階では広く公募を求めるとして優秀な職員の確保に努めてまいりたいと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）確かに応募者が多いのは私は承知しておるんですが、その方々が合格してもよそに流れると。そういった現状は果たしてどうするのかという事を考えなきゃならんんじゃないでしょうかと思うんですよ。そういう部分では、やる気のある優秀な学生を早い段階から捕まえておいた方が、安定的に職員、特に保育士ですよね、これから先、5年後には全国で7万5,000人も不足するんですから。そういった不足状況が明らかになっているのであれば、早い段階から海田町は手を打ったらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほども申しましたが保育士につきましては、現在の試験日程が広島市とちょうど重なると。ですから、本町の最終合格を受けた後に、広島市の最終合格がわかるというところで、逆に申しますともう少し本町が遅らせるか、もしくは早めれば、早めると言いましても極端に早めた場合には、広島市との合格が重ならない人材が確保できるのではないかとこのように考えております。そういった面からいわゆる学生の間から捕まえておきましても、その学生が卒業する時点で採用枠があるとかかいうところを考えないといけませんし、急遽な退職、中途におきましても、例えば家庭の事情による退職とか、そういったようなところに、本町クラスの規模では柔軟な対応ができませんので、現在本町を受けてくれる中で、本町に来たいという職員をいかにつかまえるかというところで行いたいと思います。その他の職種につきましては、現在の応募状況から考えまして、特段そういった早いうちから手を打たなくても、本町が採用計画で十分に優秀な職員が手を上げてもらえるものと思います。

○4番（住吉）終わります。

○議長（久留島）15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。町民と町政についてお尋ねをいたします。国民の暮らしと経済活動が長引く不況と円高に加え、東日本大震災、福島原発事故のもとかつてない深刻な状況にあります。こうした中、私ども海田町の全世帯を対象にアンケートを実施してまいりました。そして多くの方々から直接ご意見も寄せていただき、政治に対する思いも聞かせていただきました。中でも、議会の多数派と町長との対立で町政の活力が無くなりつつあり、それと並行して町政に対する信頼度も低下をしておりますが、どのように思っておられますかお尋ねをいたします。次に、山岡町長誕生以来、単独町制の方針で夢・希望・勇気と約2期8年間少なくとも魅力と活力がありました。しかし、多くの皆さん方から寄せられたご意見は、町長と議会は何をしておるのか。私利私欲や遺恨も持たず町民全体の事、将来の事、町の発展や町民の幸せを願う方向でなぜ議論できないのか等々多くあり全く同感であります。特に今の社会状況、経済状況のもとで地方政治の本旨に基づき正常な町政を行う事が最優先と考えますが、どのように考え努力されますかお尋ねをいたします。同じ項目で質問の三つ目ですけれども、私はこれまで、町政の失速の大きな原因の一つは、昨年5月9日の庁舎特別委員会で新庁舎建設の事業手法についてJR西日本は共同方式の考えはないとの意向という方針転換だと思えます。相手がある事ですから変更はあり得る事は理解できますし事実そうでした。問題になるのは再開発の内容・方法・費用などを大幅に変更したのに、それに対するフォローが抜けて町民には全く知らせなかった、それが問題を大きくしておると思えます。具体的には広報かいた No. 505 で駅前再開発事業と連動し、民間業者と共同で庁舎が入る建物と26階建てマンション170戸等や34,530平米・商業施設4,000平米の駐車場350台の大型複合施設の建設をする構想で広報されました。また4小学校区で直接町民にその内容を説明をされましたが、未だにそのお考えをお持ちの方が町民の中に少なからずいらっしゃいます。私どもが行ったアンケートに明確に意見として出ております。昨年12月の議会で、この問題は厳しく指摘したらやっと今年1月号の町の広報 No. 535 に新庁舎に係る町の方針についてとして掲載をされました。これでは不十分極まりないと考えます。もう一つは、畝保育所整備を巡ってふるさと館解体は、請願書を盾に設置及び管理条例を廃止する提案、議会で否決すると今度はいきなり臨時休館、これはあまりにも例規無視と考えます。どちらにしてもその前に執行責任者としてやるべき事をやらなかった事が今日までの混乱を招く大きな原因になっております。どのような見解ですかお尋ねをいたします。続いて質問4、これらの振り出しに戻って町民に説明をする必要が

ありますが、町長はどのような見解ですかお尋ねをいたします。次に、役場庁舎建設場所についてお尋ねをいたします。庁舎建設場所について、議会で度々住民投票かアンケートの要求を重ねてまいりましたが、町長は考えていませんという答弁の繰り返し。約5年間この問題で議論を重ねてきましたが、未だに解決をしておりません。私どもはこんな事では行政不信が拡大するばかりで早く決着をさせるため全世帯対象に無記名でアンケートを実施をさせていただきました。その結果、県合同庁舎 63.47%、海田市駅前 25.14%、よくわからない、あるいはその他で 10.5%。これは7月末の集計です。8月中の集計集約でもほぼ同じようになっております。この結果をどのように感じ、とらえられておられますかお尋ねをいたします。質問の2、アンケートで庁舎の建設費についてお伺いをしたところ、総合的な庁舎が 57.86%、現在のままでの役場機能の建設を、これが 18.8%でありました。要するに、最小限の費用の意見が多にありました。交通アクセスの問題、駐車場の駐車台数の問題など、これから先高齢者を対象に検討すべきという貴重なご意見もありました。中には、綺麗ごとを言わないで、子や孫の時代に負担を多く残す事はやめていただきたい、あまり金をかけないで建設せよという声が大半でありました。何れにせよ庁舎建設に多額の費用をかけないようにという声が圧倒的でした。どのようにお考えですかお尋ねをいたします。続いて、高架事業と庁舎移転についてお尋ねをいたします。JR高架事業は県と広島市により1年延期をされました。今後の広島市東部連続立体交差事業の進捗はどのようになっておりますか。お尋ねをいたします。それに伴い、庁舎移転事業はどのように取り組まれておりますか。それぞれお尋ねをいたします。続いて、尾崎川浸水対策についてお尋ねをいたします。今年度の施政方針で尾崎川について町長は「長年の懸案で矢野の三角池の方で排水するという問題は何十年続いており、あそこにもう1基ポンプを2基でも据えれば30億円ぐらいかかると指摘していただいている。今自衛隊の所の南道路ができて、その端に1本水路を通してもらって途中でそれを排水する事も考えてくれと国土交通省に指摘をしてお願いしたわけでございます。今がチャンスだと。今は道路やっておるし、何も無いから。そうすれば、向こうまで引っ張らんでも途中で抜いてもらったら、海田湾の尾崎川が大きく変化するという事とこのように答弁をされております。高潮対策も擁壁工事をやっていただいておりますが、尾崎川対策は待った無しですがどのように取り組んでおられますかお尋ねをいたします。続いて、国保税についてお尋ねをいたします。私どもが実施したアンケートによれば、国保税が高いので支払いが困難である、何とか下げるよ

うにという悲鳴の声が上がっております。21年度で1人当たり96,180円、22年度で8万9,633円、いずれも県平均より高いわけです。一定の努力があったもののせめて県平均以下とする事はできませんですか、お尋ねをいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）佐中議員の質問に答弁をいたします。まず、町民と町政の質問でございますが、1点目については庁舎の移転先など一部議会のご理解をいただけない案件もございますが、町民の皆さんが住んで良かったと実感していただけるよう第4次総合計画に基づき、計画的に各種施策に取り組んでおり、町政の活力や信頼度が低下しているとは考えておりません。2点目につきましては、議員のご指摘の通り、地方自治の本旨に基づき町政運営を行うべきだと認識しており、町長としての責務を全うするため日々の精進を重ねているところでございます。3点目につきましては、昨年10月の町長選挙で町民の皆さんの信任を受け、その民意に基づき責任を持って町政運営を行っているところでございます。4点目につきましては、必要に応じて説明したいと考えております。続きまして、役場庁舎建設場所についての質問でございますが、1点目については実施されたアンケートの調査方法や集計方法など、詳細を承知しておりませんので答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。2点目につきましては、議会や住民の皆さんのご意見やご要望をお聞きした上で建設してまいりたいと考えております。続きまして、高架事業と庁舎移転についてのご質問でございますが、1点目については、現在広島県及び広島市において業務委託を発注され、実現可能な見直し案の検討が進められております。引き続き情報収集に努めるとともに、事業の完成時期が現計画より大きく後退する事が無いなどの本町の意見を伝えてまいりたいと考えております。次の2点目につきましては、今後連続立体交差事業の見直しによる移転期限など県から具体的な内容が示された段階でスケジュールの見直し等を行ってまいりたいと考えております。続きまして、尾崎川浸水対策の取り組みについての質問でございますが、広島県からひろしま川づくり実施計画において、平成27年度までに着手する事業に位置づけているとの回答を受けておりますが、引き続き早期に事業着手をしていただくよう要望しておるところでございます。続きまして、国民健康保険税の質問でございますが、国民健康保険特別会計の近年の決算状況及び本年度の執行状況から見ても、均衡した収支が続く見通しとなっておりますので税の引き下げについては考えておりません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）町民と町政について、町長答弁、議会の理解を得ないという事それ以外は進んでおると。しかし町民の皆さん方から色々な批判が出てきとるんですね。もちろん町長に対する批判もあります。私どもに対する批判もかなり強烈な批判もあります。しかし、町民の立場に立った町政、地方自治法の本旨ですね。これに基づいて、町政をやってほしい。町政がいろいろこう停滞するとですね、町民の暮らしに今大きな影響を与える時期になってきておるんですね。ですからそういう面で町民に勇気と希望を本当に与えてですね、国の政治も悪いが、地方の政治も悪い。しかし海田町だけは。先ほど町長、口では住んでよかったというまちづくりというように言われますけれども、やってる事が議会と町政、一丸となっていないんですよ。ここに大きな問題で批判が出ておると。町民の皆さん方は直接町長にね、偉い人ですから町長に対する批判は控え目にするわけですよ。しかし私ども無記名でこうして全世帯を対象にアンケートをとったら強烈な批判があるわけですね。そこをやっぱり率直に見なければ、政治の基本がずれてくるというふうに私思うんですね。1番の原因はやっぱり、去年の5月、町民にあれだけ広報や説明をして全くフォローしてなかった。ここが引き金になつとると思うんですね。私、何回も言うようですよけれども、正しい情報は本当に民主主義の血液じゃと。これがねやっぱり正しくなかったんですね、今までは。それで先ほど町長選挙で通ったから信任を受けたという、この一点張りですとくるとですね、町民は冷感主義というかね、冷たく罵ってきとるんですよ。やっぱりここを改善せにゃね。私はいいい町政にならないというふうに思うんですが、どうですかお尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この質問に対しては6月議会も再三佐中議員の方からも指摘をいただいたわけですが、私は去年の10月の選挙においても町民に付託を受けて、私が考える事に対しての選挙という1番大きな信任をいただいて、本日町政をさせていただいておるわけですので、これについては信念をもって続けていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）信念は信念でいいんですが、議会が多数の方々が合同庁舎という事で意思表示をされておるわけですね。それで私どもがアンケートを取っても、ほぼ同じような結果が出ておるんですね。町長選挙で通ったというその民意と、議会と町民との、私どもがこの調査した民意は、ほぼ一致しとるんですよ。町長選挙で通ったと言っても、

アンケートの中には山岡町長を当選のために努力したけども、駅前に庁舎を造るという、これに合意したわけではないという。こういう文言も少なからず入ってありました。

こういう事も含めてですね、やっぱり、駅前というね、町長信任を受けたという、それを固辞する事自体、私は本当に民意が活かされているのかどうか。私は活かされていないというように思うんですね。なぜかと言うと、アンケートをとってもこういう結果であつたし、議会でも多数派はこうなんですね。町長の言われる民意と我々が言う民意はね、温度差があるんです。どのように感じますかお尋ねいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）何度も答弁をいたしますが、民意が最大の信任に繋がっておると、私ははじめからその信念を持ってやらせていただいておりますので、先ほど佐中議員がご指摘ありましたように、町長室はいつも開放して皆さんいつでも来て下さいと。町民にも私は町長室を開放したり、町民と話す機会十分に、胸を開いて扉を開いて、私はいろいろ対応しとるわけでございますので、その点についてですね、ひとつも皆さんの真意を聞いてない、意見を聞いてない事はありませんので。是非そこらの事もですね、十分に町民に、また色んな形でですね、各種団体で色んな会議があっても、私の信念に対して曲げずに頑張っておるところでございますので、そこらの信憑性については変えることはありません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）町長選挙以来ずっと同じ答弁で、全くその、どういうんですか、相手の立場・町民の立場、理解をしようとする努力をされない。聞く耳も持たない。これではね、ますます町民が不幸になるばかりだと、私は感じるんですね。この庁舎問題で今まで四つの小学校区に説明会をされたんですね。私は駅前の建設で、手法が変わったのにまだ説明をされていないんですね、4小学校区で。これはどうしてなんですか。先ほど答弁では、振り出しに戻ってと質問したら、説明をする考えがあるというような、そういうニュアンスの答弁がありましたけれども。実際今まで町長が答弁をされておる中では議会の皆さん方がもうちょっと、庁舎建設特別委員会の中で審議をして一定程度の結論が出たらしめすという答弁でありましたけれども、このままずっとそのまま引き延ばしてきとるんですね。私はこれはね、逃げの道というんかね、回避するそういう口実だと思ふんですね。素直に今まで4小学校区説明会をされて、未だにその考えを持っておられるんで、それをこういうふうに変えました、という説明をなぜされんのかお尋ね

します。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）私は皆さん方の要望があったり、町民からの要求があれば、いつでもどこでも出て行って、色々な説明をさせていただく信念は持っておりますし、今現在おっしゃるような状況はかなり変更した、そういう事も踏まえてですね、いつでもどこでもそういう機会があれば説明には参る決意でございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）住民から要求するんじゃなくて、町側が主催者でこれまで4小学校区で説明会をしたんですね。これが抜けとるから私は言っとるんですよ。なぜそれができないのですかお尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）いろいろと今までの変化と申しますか、場所の問題につきましても、プール跡地の問題から合同庁舎の事変わったという一つの変化。また我々が計画しておりましたマンションの関係とか含めて、特別委員会等でリスクはどうするんかとか、色々な議会の方の指摘もあった、そういうふうな変化を踏まえながら、どうしたら海田町の町民のためになるか。今現在の費用対効果の問題と、将来の海田町に向けて10年先の海田町における町の発展には何がいいか。そういう判断の元に私は考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）こんな論議ばかりするのもね、非常に胸が痛いというかね。もっと本当に町民の暮らしをための、そういう施策あるいは論議を私はしたいんですが、なかなか町民から見て、町政に対する信頼を勝ち取る。車の両輪と言われますけれども、議会と町政が批判をするようなね、まあいい批判ならいいけどもなかなか町民に対するそういうサービスが低下するような批判ばかりをしていたんではね、私は本当の政治の姿じゃあないというふうに考えるんですね。そういう面でもっとこう、町長が胸を開いて議会と一緒にまちづくりをする。そのためには議会が納得できるような説明が必要なんですね。その裏づけになるのが、町民に対する説明なんですよ。ここを抜かしてね、町長選挙で通ったから、私はもうこれをやるんだと、この一点張りはね、私はあまり、町民から見てもすっきりもしないし、町長の政治姿勢としてね、よろしくない。もうはっきり言わせてもらおうと。町民は景気の悪化、あるいは色々な震災のもとで、そういう政府の予算こっちに回ってこないというような事もありまして、非常に悲鳴をあげる、暮

らしに影響を与えてきておるんですね。議会と町政が対立をして色んな事でいがみ合っておったんでは、より所がなくなるわけです。そうすると、地方自治の本旨にある住民の安全健康福祉を増進をさせる、この事から外れてしまうんですね。焦点がぼけてしまう。私はそういう町政ではなくて、議会の意見も聞きながら、町民の意見も直接、町が主催でやっていく。こういうをなぜやらないのか。町長の執行側の責任だと私は思うんですけど、どうですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）執行権をいただいて、私は終始一貫です、町民の意見をいただきながら、選挙でのマニフェストを中心にまちづくりを推進しておるわけでございまして、本当に皆さんの意見を聞いてないと言ったら、町民のある色んな所で色んな立場で、また会合や集会で、その意見を十分に、マニフェスト推進するために努力をして本日の町政が停滞しないように頑張っておるところでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）同じ答弁ですから、次進みます。高架事業と庁舎の移転の問題についてお尋ねをいたしますけれども。県と市が主体事業主ですが、業務委託をされて、どこまでどういうふうに進んでいるのか、私も全然わかりません。県と市がそういう業務委託を進めておると。見直しをするというのも、今ご答弁の中にありましたが、見直しをされているんですね。どういう方向で進んでいるのか。我々大きなまちづくりの基盤にですね、影響する事ですから。逐次説明があってもいいというふうに思うんですけども、県と市はどのように業務委託をされているか、把握されとったらお尋ねいたします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）県と市の業務委託でございますが、県の方につきましては、5月にコンサルタントに業務委託を発注して工期は3月という事で進めておられます。もう1点、県の方がですね、JRにも委託をしておりまして、これは6月に発注をされておられます。これも3月という工期の中で進めておられます。一応工期末は両方とも3月という事にはなっておりますけれども、早期に見直しを完了するようという申し入れは、再三県の方にしておるところでございます。今の現在進行状況につきましてはですね、県の方からは見直しを検討している段階であり、方向性が出れば、また逐次説明させていただくという事は聞いておりますけれども、現段階では、または業務の途中であるというふうに聞いております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）1年伸びたという事は、議会で報告はありましたけれども、その後について、こうして一定程度進んできておるわけですね。それで完成時期は平成34年の完成だというように記憶しておりますが、1年延びたという事から、25年という事になりますね。事業ははじめようとする計画の予定が。しかし完成時期はまだ私何も聞いてないですね。公式にも聞いておりません。そういう面でどうなっていくのか、全く掴めないんですね。今の2番目に言うた、見直しをされているという問題も含めてですね、平成34年に完成をするために見直しをするのか、それとも、それはまだ未知の段階で34年が35年になるのか。そうすれば、今後ここの移転の問題が出てくるわけですね。これと連動しておるわけですが、実際どうなってるのか、全然私どもに報告が無いからわからないのですよ。庁舎の移転を1年延びたから、じゃあ1年延びた。町も何も手を打たない。そうすると後に反動があるわけですね。それは、仮庁舎という問題が出てくるわけです。1年延びたのをチャンスに、私は、仮庁舎を造らなくて本庁舎を造れという事を今までずっと再三発言をしてきたけれども、1年延びた、そのまま延長線ですっと延びていったら、仮庁舎、仮庁舎いう事になると、また無駄な金を使うという事が出てくるわけですね。1年伸びたのをチャンスに、私はね、本庁舎を早く造る。JRの高架事業、いろいろ聞くところによるともうできんよ、というような話も聞きますが、公式には全く私は聞いておりません。あるいは山の手線もJRの高架事業の中に入っておりますが、これもできんよという話をいっぱい聞きますけれども、何にも公式には聞いておりません。ここを含めてですね、見直しをされるというのは、どこまで見直しをされとるのかお尋ねします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）まず1点目、1年延びたというお話がありましたけれども、県の方がこの2月7日にですね、見直しを行いますという発表をしたところでございますけれども、1年延びますよという言い方では無かったと考えております。県の方から言いますと、実現可能な見直し案を検討するためという事ですね、これから進めていきますよという事を言うておまして。じゃあ事業着手時期が何年遅れるであるとか、あるいは完成時期が何年遅れるであるとか、そういった事は全く明らかになっておりません。ただ今年度につきましては、実現可能な見直し案を委託して検討していきたいという事で1年ぐらにかかるといふ事ですね、見直し検討され、業務ですね、されている

というふうに聞いておりますので、それに1年かかるというのは事実であろうかと思えます。今後の進め方につきましては見直し案の如何によって、期間がどれぐらいかかるかという事もありますので、この見直し案を早期に取りまとめるように県の方に、先ほども申しましたが、再三申し入れをしているところでございます。もう一つ、2点目に、34年まで完成するために見直しをしているのかというご質問がございましたけれども、34年までに完成をするために見直しをしているわけではないというふうに聞いております。あくまで、この社会経済情勢が変化する中で、事業を実現していくための実現可能な見直し案というものをまとめるために進めているという事になりますので、先ほども申しましたように完成時期というものについては、明らかになっておりません。しかし海田町としましては完成時期が大きく遅れる事がないように、県の方に合わせて申し入れをしているところでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今答弁を聞きますと、だいたいJRの高架事業、今まで示された工期の期間ですね、10年間。ほぼ変わってないというふうに私は受け取ったんですけど。だけでも流動的だという要素もあると受け取る事もできるわけですが、いずれにせよ、JRの高架事業は全く中止という事にはならないと思うんです。そうするとですね、庁舎の移転問題が絡むとですね、非常に町民の皆さんも関心が高いし、我々も住民サービスの面から、早くこれを完成させる。私はいつも思うのに、広島県の西側の方は6本もあるのに、こっち側はJRと2号線しかない。せめて海田町まででも、府中もありますけども、JRの高架事業早くやって住民のサービス、あるいは交通のアクセス、そういう問題ですね、難所を解消する、渋滞を解消させる、こういう問題も含めて、非常にこの町民サービスにもものすごい影響があるなど。こうした面から見ると、正しい情報を早く町民に知らせる、我々がそうですから、町民は全く知らない。しかも立ち退きに協力していただいた方々、非常に無理を言って協力していただいておりますが、全くそれに応えてない。不親切極まりない。早い時期に県から説明を求めたり、あるいは町が分かるところで、全議員を対象にですね、説明を求めたい。非常にやきもきしながらですね、どうなるんだろうか。町民の皆さんからいろいろ尋ねられても、今私が思つとる事しか答える事ができんのですね。非常に不十分で曖昧なその答弁しかできないわけですが、早い時期に我々に説明を求めたい、このように思うんですがどうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅） 何度も建設部長が申し上げておりますように、県市からまだ私どもに対して見直しの方向性その他については何らまだ説明を受けておりません。ですから、そういう意味では議員と同じ立場でございます。県の方からこの見直しの方向性等につきまして我々に話がありましたら、その後直ちに議会の方へもご報告したいとこのように考えております。

○議長（久留島） 佐中議員。

○15番（佐中） 議会はJR早期実現という意見書をかかげて、決議をして県知事に出した。関係機関に出したわけですね、市長にです。町はどういう努力をされておるんですか。JRの高架事業の早期実現についてです。県の言いなりになるというか、そのまま何もしないという事に、私は見えてならんのですけれども。町は県に申し入れとか、あるいはいろんな形で早期実現のためにどういう努力をされておるのかお尋ねいたします。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 町長が県の上層部に申し入れをしておりますし、私や建設部長が担当部局の方にも議会の意見書を踏まえた形での早期実現というところを申し入れているところでございますが、その返事の方がまだ全く返ってきておりません。

○議長（久留島） 佐中議員。

○15番（佐中） 県はですね、JR高架事業について、あまりこっちの方に目を向けてないというか、あんな感じが受けるんですけれども、広島市を中心とした高速道路であるとか、あるいは尾道から山陰へ行くような、そういう道路に、県が絡んでおるのかどうかよう分かりませんが。そういう所は早く着手しながら進んできておるんですね。けれども、大動脈である2号線とJRしかない、この海田町を中心とする渋滞の解消。あるいは踏切による、8時間近い遮断のために町政の活性化。本来もっとより以上にあるべきでありますけれども、これがなかなか進んでない。私は、もっと県をね、県知事やあるいは国会議員やら通じて、申し入れをしたり働きかけが必要だというふうに思うんですが、再度お尋ねします。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） この事業につきまして、今後開催される町村会の町長会議におきましても、要望事項の一つとして掲げておりますし、県に対しても要望しておるところでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）次に進みます。尾崎川の浸水対策についてお尋ねします。さっき町長27年度までに着手すると。改良かなんかで分らんわけですけども、27年度までのどういう方向で改善か改良か進むのかお尋ねいたします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）先ほども町長の方から答弁をさせていただいたところですけども、ひろしま川づくり実施計画2011というものが県のホームページにも公表されているものでございます。この中に尾崎川のポンプについてもですね、この計画自体が、平成27年度までの事業期間という事で進めておるわけでございます。この中で尾崎川も位置づけがされておりますので、平成27年度までには調査設計を含めた、事業に着手するというふうな位置付けになっております。しかしながら位置付けにつきましてもですね、着実な実施、あるいは早期の実現を目指してですね、町長と県の方にですね、要望に行ったりしておるところでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今話を聞くと、ポンプの増設というのがあると。それだけでは私、対応できないというふうに思うんですね。1番いいのは、やっぱり水は90度でぶつかって流れるよりも、直接海田湾の方に流れるような、そういう手法。町長も自衛隊の所の道路の問題で、あそこに下水道のボックスカルバートですか、そういうのをずっと海田湾まで繋ぐようなそういう方向で申し入れとるという答弁をさせていただいておりますけども。この考えは全くないんですか、今の答弁。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）その実施の方法につきましては、県の方でお決めになる事だと思っておりますけれども、いずれにしてもその南道路に大きな管渠を1本入れたといたしましても、水位の関係で必ずポンプは必要となります。それはどちらにポンプを据えた方がいいのか。管路を1本設けるという事になりますと、その管路の部分だけの工事費がかかりますので、そういった事を踏まえまして、広島県の方で最終的に最適の案を決められるものと考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私はね、海田町で今1番緊急にやらなければならない事、もう挙げろと言われれば2つ挙げますよ。1つは、尾崎川の浸水問題。これはもう今護岸工事も一定

程度努力をされて進んでおるけれども、何かあったらね、やっぱり海田湾から今の南堀川町を中心とした浸水、先ほどの町長の行政報告の中でも、一定程度の道路の冠水があったとという事もあります、今の異常気象の元で非常に心配、海田町で1番心配なのは私はそれだと思うんですよね。一旦水に浸かったら、もう6割7割の方が浸水をする状況になるわけですね。私は議会でこの事を声を大にしてそれを進めて欲しいと思います。もう1つ心配しとるのがやっぱり東広島まで行く道路の問題ですね。非常に町民の皆さん方もアンケートの中に出ておりましたけれども、広島の方に出るのはまだいいけれども、東広島の方は非常に渋滞が重なっていかん、と。一定程度バイパスを共用されて、開通を一部分しておりますけれども、早くこれを山陽道路は高架に、上を通して、下を生活道路としてね。海田町で一番しなければならない今の問題、町民が一番関心もあるし、生活に困っておる。私はJR高架事業も含めているそうですけれども。挙げろ言うたら今の2つをね、浸水対策と今の2号線のバイパスの早期の完成を挙げます。是非、努力をして欲しいし、その取り組みを強化するのにどのようにされるかお尋ねいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今、尾崎川の問題につきましても、再三冠水がするという事も踏まえて、国とか国土交通省、県の方へ十分な働きをさせていただきまして国会議員含めてお願いをしておるところでございます。今、もう1点の東広バイパスの問題につきましても、着工以来40何年になるんですね。そしてもうほとんどよそはどんどんできよるのに、何でここはできんのかいうことで、ものによったら、何でここだけ残るんかと厳しくですね、国土交通省とか中国整備局に厳しく言うておりますので、できるだけ早くですね、完成しないと、昨年も海田警察管内で16件の死亡事故がございました。これも恐らく国道2号線、バイパスができてないのに大きく左右されたという事もありまして、改めて国とか県にですね、お願いに行っておる状況でございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）じゃあ、最後に国保税についてお尋ねします。国保税に限らずですね、町税、住民税、固定資産税、今の国保税、非常に、税金を払うために生きとるようなもんだという声がアンケートの中にずっと出てきておるわけですね。会社に勤務されとる人はそれなりに医療保険は別ですけども。国保に対する増税、必ず医療費が上がってくるから、増税に結びつくという。何かあったらすぐ国保税の増税になるわけですね。私

はせめて県平均にして欲しいと。そういう努力もされてきてはおるにはおるんですけども。1番の税の問題で、このところにね、多くの皆さん方が悲鳴をあげておられるんです。是非これを今から先上げないで減税をする方向。それにはいろいろ、ある時も健康づくりとか今までやっておいでですけども、まああるわけですけども。やっぱり上げない方向の施策をね、取るべきだというふうに思うんですよね。今まで努力されてきてるんですよ。健康づくりの問題であるとか、ジェネリックの問題であるとか。しかし、ちょっと何か病気流行したとか、そうしたら必ず国保に大きく影響するわけですね。上げないような施策を今から取るべき。まあまあ、今まで努力もされておるが、取るべきなんですね。これをどうされますかお尋ねします。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（加藤）国民健康保険の税につきましては、今議員おっしゃられたように、健康づくり等、海田町の取り組みは他の市町に劣らない状況で頑張っておると思います。これは今後も一生懸命に続けていき、現実はこの24年度につきましては、他の県内23市町のうち11の市町が保険税を引き上げております。その結果的にはまだ正式な数字はわかりませんが、海田町の保険料の平均は県の平均を大きく下回っておる状況だと考えております。こういう事で、今後も引き上げをせず済む状況つくるために、健康づくり等の事業について頑張っていきたいと思っております。

○15番（佐中）終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。3番、下岡議員。

○3番（下岡）3番議員、下岡です。本日は大きく2項目について質問いたします。まず第1点目、公有財産管理について。町の所有する公の施設管理に疑問な部分があるので、3項目について質問します。第1項目めは4月にふるさと館を臨時休館した件について経過に不自然な点があり、その判断についても弁護士に相談して適切であったとしているが、法令解釈上とても納得する事はできない。教育委員会は法的根拠として、1、ふ

るさと館管理運営規則第6条2項教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館する事ができる、2、地方自治法第244条2項、普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用する事を拒んではならないと挙げている。泉佐野市において関西空港反対派が市の施設を集会に利用しようとした事に対し、市が公の秩序を乱すおそれがあるとして不許可とした事の正当性をめぐる裁判で、最高裁は平成7年3月7日、地方自治法244条2項の正当な理由について人の生命身体または財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避する事が優先する場合に限定すべきで危険性の程度としては、単に危険の蓋然性があるだけでは足りず、明らかな差し迫った危険が予見される事が必要と公の施設利用拒否に対し厳しい解釈を示しており、この判例が通説となっている。閉館の理由として、教育長はエレベーターの安全性とか開館に必要な人件費が予算計上されてなかったとか説明しているが、正当な理由には当たらない。上位法優先の原則により、地方自治法の正当な理由に該当しない以上、設置管理条例の教育委員会が特に必要と認めるときはを根拠とする事は認められない。臨時休館中に町議主催によるふるさと館での説明集会が計画されており、正当な理由なく断った事は、集会の自由を保障する憲法21条違反である。憲法、法律、条例すべてに違反した事はとても容認できる事ではない。質問します。1、ふるさと館を臨時休館し、町議主催の説明集会を拒否した事がなぜ適法であるのか理由説明を求めます。2、3月14日に予算審査特別委員会において、ふるさと館設管条例廃止を否とする事と決めている。4月1日の臨時休館開始まで十分な時間がありながら、その回避に向けて行動とった形跡がないが、どのような理由によるのか説明を求めます。3、時系列的に、説明集会申し込みがあった後に臨時休館を決めている。集会を拒否する目的で臨時休館処置をとったのではないか。答弁を求めます。第2項目めは、旧千葉家の財産取り扱いについて、寄附の採納後1年以上経過した現在も設置管理条例は制定されず、普通財産に留め置かれたままである。そもそも普通財産とした理由について、具体的な用途が決定されていないためとしているが、採納時点でその公開を決めており、住民の用に供する事を決定した公共用財産として行政財産に位置付けるべきであった。普通財産は行政財産以外の一切の公有財産を特定の行政目的のために使用されるのではなく、一般私人と同等の立場でこれを保持し、得られる収益を財源に充てる事を主目的とする財産とされている。質問します。1、旧千葉家は住宅が県重要文化財に、庭が名勝に指定されており、きちんとしたルールのもとに公開されるべきであり、設置管理条例を制定する必要がある。条例制定の意

思が有るのか無いのか、有るのなら、いつまでに制定するのか、尋ねる。2、地方自治法 238 条を素直に解釈するなら行政財産とすべきを普通財産とした事については、特段の事情があったのかを含め、理由説明を求める。第 3 項目めは公有財産管理に関して、法令の独善的な拡大解釈による恣意的な行政運営が散見される。特にふるさと館臨時休館に伴う集会拒否については重大な法令違反であり、監視機関である町議会の再三の指摘にも関わらず、反省の姿勢が見られない。トップ自身法令遵守の意識に欠け、組織としてのコンプライアンス体制に欠陥があると思えない。質問します。先の 2 つの事例の徹底的な検証とそれに基づくコンプライアンス体制の見直し・再構築が必要と考える。見解を尋ねます。大きく 2 点目、新しい公共について。誰かの仕事と決まっているわけではないが、放っておけない事を、行政・住民・企業などみんなが協力して、力や手間、資金などを出し合ってやっていこうという新しい公共の取り組みが浸透しつつある。2 つの要因があると言われる。個人の価値観が多様化する中で行政の一元的な上からのサービス提供では社会のニーズに対応し切れない。経済成長の鈍化による税収の落ち込みが続き、行政が多くの福祉を担うには限界があるという財政要因。現在多くの自治体で、制度や政策の議論が行われ、新しい公共の担い方のルール作りが進められている。海田町でも様々な分野で活動が活発に行われている。問題は主体間において、互いの状況や価値観を踏まえ、何を協力・連携できるのか、互いの目的にどう効果があるか議論・検討する仕組みがないと指摘されている。質問します。1、行政が中心となって新しい公共のあり方について広く議論し、具体的なルールや仕組みを整える必要があると考えるが見解を問う。2、各種補助金についても、公平で透明な一定の指針、ルールに基づく支出が必要ではないか見解を問う。3、個々の職員についても意識改革を進め、地域活動や社会貢献活動が評価される組織風土を醸成する事が大切と考えるが見解を問う。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）下岡議員の質問の 2 点目については私から、1 点目については教育委員会が答弁いたします。まず新しい公共についての質問でございますが、1 点目については新しい公共実現のために住民活動団体の主体性と自立性が重要となってまいります。そのため現時点におきましては、行政と対等の立場で議論できるような団体の育成に向けて支援を行っているところでございますので、今後その状況が見極めるながら対応してまいりたいと考えております。2 点目につきましては、現在町が交付しております。補

助金は、申請団体から事業計画や収支計画等を提出していただき、その内容を判断した上で交付における基本的な事項を定めた海田町補助金等交付規則により交付しておりますので、これが公平で透明な一定の指針及びルールであると考えております。3点目につきましては、隔月で職員による町内清掃活動を実施するなど、個々の職員の意識改革を進めているところであり、今後とも職員が地域活動や社会貢献活動に積極的に参加するよう促してまいりたいと考えております。それでは1点目については、教育委員会から答弁をしますのでよろしくお願いたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）公有財産管理について答弁いたします。1項目の1点目のふるさと館の臨時休館については、ふるさと館を通常に運営する予算措置がなされていないことから、管理運営上支障をきたすためふるさと館管理運営規則第6条第2項の規定を根拠に臨時休館としました。また、管理運営上支障をきたす事は、地方自治法第244条第2項に規定する正当な理由に該当するものと判断しております。2点目については、ふるさと館設置管理条例廃止の議案が議決された後におきましては、4月1日以降のふるさと館の運営について内部で協議をしておりましたが、予算等の関係上通常の運営は困難であると判断し、臨時休館を決定したものでございます。3点目については、通常の運営ができないと判断し臨時休館としたもので、集会を拒否するものではございません。次に2項目めの1点目については、現在町内部で組織するプロジェクト会議において、千葉家住宅にかかる設置管理条例の制定について検討を進めており、今年度中に制定したいと考えております。2点目については、寄贈を受ける以前から県教育委員会文化財課と連携を図りながら、見学等の対応をしておりましたが、寄贈を受けた時点において町としての千葉家住宅の運営形態や活用方法等が定まっていなかった事などから、一旦普通財産として位置付けたものでございます。3項目めについては、特段の見直しは考えておりませんが、千葉県住宅の管理運営についての対応は遅れた事は遺憾に感じております。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）今教育長からですね、閉館にした理由は予算上の処置が完全でなかったからという回答ですけれども、これは先ほど言いましたですね、最高裁の判例によってですね、予算上の処置でですね、ふるさと館を閉館にしてですね、その間に予定されていた説明集会をですね、拒否する正当な理由には当たらないですよ。最高裁はですね、こ

の判例においてですね、ここの基本的人権が侵害され公共の安全が損なわれる事が明確でなければですね、公共の施設の利用を拒んではならないと判例を下しているんですよ。だからトップ自身に法令の遵守する意識がないという事を申し上げているわけです。予算が無いからという事ですね、できるというのはそれは行政の理由であってですね、社会で裁判になった時に通用する論理ではないですよ。それでは聞きますけどね、予算が無かったと言いますけれども、予算を調製する権限というのはですね、誰が持つてるんです、教育長。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野） 予算の権限につきましては当初予算の事につきましては、町が予算を提案をして、それを議会の方で修正をかける場合はできますが、当初予算を計上したものは町としては修正はできません。新年度に入って予算の執行をした場合は補正予算等流用等もできるんですが、それは当初予算を執行をはじめたばかりの時に予備費の充用等を行う事については、監査等でいろいろ指摘も受けておりますので、それは行わなかったという事でございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡） 今ね、しきりに予算、予算と言いますけれども、予算の調製権というのはこれは町長にあるわけですよ。その事について予算があるとかないとかいう事は町長に相談したんですか。3月の14日にはですね、ふるさと館設置管理条例廃止をですね、議会は認めなかったわけですから。4月1日以降も継続してですね、ふるさと館は開館を続けなければいけないという事が明確になっているわけです。半月以上もあるのですね、その間にそういう検討をしてですね。予算、予算と言いますけれども、例えばですね、ふるさと館の職員が2人いてですね1人病気だとかケガなんかで来れなくなったら、予算が無いからといって閉館にするんですか。そうであれば例えば教育委員会から誰か応援に出すとかですね、というような応急処置取るでしょう。予算を盾にとつてですね、ふるさと館の閉館にしてその間に集会を拒否したという事は完全な法令違反ですよ。これは裁判によって、もし裁判になったら必ず町は負けますよ。そんな予算上の理由でもってですね、通用すると。絶対に通用しません。この最高裁、平成7年3月7日の判例が覆されない限りはですね、通用しませんよ。法令違反という認識はないんですか。教育長。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野） 泉佐野市の件につきましては、これは市民会館を開館中にある団体が使用申請を行ったもので、それについてその団体が使用する事によって問題が生じるという事で使用申請を受けつけなかったという事で、施設自体を閉館したふるさと館とは事情が違うものと考えております。

○議長（久留島） 下岡議員。

○3番（下岡） ちょっと待ってくださいよ。閉館するという理由が私も言ってるようにですね、目的が逆なんじゃないかと。集会を拒否する目的であったんじゃないかと言ってるわけですよ。何でか言ったら、この前の岡田議員・佐中議員の質問によってもですね、事情というのは明らかになってるわけですけども、先に集会をしたいという事で申し入れがあったわけですが、その時点で臨時休館するという事は決めてなかったんですよ。だから教育委員会に行ったら教育委員会はふるさと館行ってくれと。休館を決めてるんであればですよ、その時点で休館にするから利用できないという事を言ってるわけですよ。言えたわけでしょう。それ言わなくてふるさと館行ってくれと。ふるさと館行ったら、なんか受けるような話であったと。そしてその後にはですね、休館するから集会は使えませんという決定してるじゃないですか。だから、集会拒否の目的で閉館にしたんじゃないかと。だから今次長が言ったようにですね、これはこの施設が休館中であったからという理由を言ってるけども、時系列的に逆なわけですよ。先に申し込みがあって、その後で臨時休館を決めているんですよ。逆じゃないですか。今のあれでいったら、裁判になったらそういう理屈はですね、通りませんよ。どうなんですか、再度。

○議長（久留島） 教育長。

○教育長（小谷） この件については3月の時にも説明したかと思いますが、23年度については当然年度末までふるさと館の運営そのものもやっておりました。ただ24年度からは状況によって、このふるさと館が会場を含めて使えない状況がありましたから。というのは予算も含め、更に設管条例廃止も含めて、予算がふるさと館の運営が難しい状態で24年度の年度当初の予算を組んでいたわけです。ふるさと館の設管条例の廃止も同時にしました。今23年度の段階で町の団体のいわゆる館を貸してくださいという事については、来年度はこういう事情で使えないかもわかりませんと。ただ23年度が終わるとするわけじゃないですから、そういう事を説明をさせていただきながら、やはりふるさと館の職員の方で説明をさせていただきながら、ただし、貸し館に関わる申請書は出させていただいた経緯があります。それもきちっと記録に残っております。これは前回も

この件について話をさせていただきましたけど、その団体が過去使っていたのも実質は確か4年前って、あの時話したと思うんですが。今ここに資料はないんですが。過去そういう使われた実績もありましたから、24年度についてはふるさと館の運営が難しいという事の中で、23年度の段階で申請書を出していただいたけれど、結果的には申請書を出していただきました。だから23年度末までは、これはきちっと管理を、運営していたわけですが、24年度からは、今のような運営できる状態の予算措置、いわゆる設管条例廃止と同時に、当初予算を組んでいましたから。だから運営できない状況での設定であったという事で、前回はそういうふうに説明させていただいて、4月1日からそういう形が実際できないという事で、臨時休館をさせていただいた。そういった色々な事を含めての内部での協議をしたという事で、先ほどの答弁をさせていただいたわけです。

○議長（久留島） 下岡議員。

○3番（下岡） 今ね、ふるさと館設管条例廃止する予定であったとか言いますが、これは廃止が決まっていたわけではないんですよ。それは執行部はそういう思いがあったかもしれないけれども、議会の中ではですね、ふるさと館閉館をですね、認めるという事にはなっていなかったわけですから。私どももだから3月議会ではですね、ふるさと館閉館して解体してそこに畝保育所持っていくという事に対しては反対ですから、3月議会で私はふるさと館じゃなくて、中学校町営プール跡地に統合せいと、一般質問を出したわけですから。閉館をですね前提に、設置管理条例が廃止になる事を前提にですね、物事進めるというのはおかしいじゃないですか。決定されているわけではない。執行部はそういう思いがあったかもしれないけれどもですね。否決される可能性が多分にあったわけですよ、その時点では。それをですね、あたかも既成事実であるかのようにしてですね、やるというのは問題がありますよ。議会軽視しているんじゃないですか。議会の議決を経る前にですね、4月以降は閉館だという前提でですね、走ってきて、少なくとも今言ったように3月14日にはですね、正式には3月22日の本会議で設管条例否決したんですけれども。その前の予算特別委員会3月14日時点で議員の採決によってですね、廃止は駄目という結論を出してるわけですから。それから半月あるのに、今までの3月14日までの状況を盾に取ってですよ、そういう方針であったからと。そりゃ方針であっただけであってですね、勝手な一方的な行政の側の都合ですよ。とてもじゃないけどね、通用する論理ではないですよ。休館を理由に、臨時休館を理由にして。ならなぜですね、もっと早く臨時休館にしなきゃいけないという事を明確にしなかった

んですか。今の岡田議員とか佐中議員に対してですね、4月1日になって行ってみたらですね本日は休館しましたかなんかの札がかかって、臨時休館という事がわかったと。明らかに状況としてですね、不自然じゃないですか。教育長はね、最初この閉館した理由、今予算という事になってますけれども、確か4月19日の臨時議会ですね、閉館した理由について問われてですね、エレベーターの安全性がどうかこうとかというふうに答弁しているんですよ。閉館理由がころころころころ変わってるじゃないですか。いいですか、将来に向かってこれからの方針が変わるという事はわかりますよ。けど過去にね、あった事の判断を問われてですね、何でころころころころ変わるんですか。判断が変わるという事自体ですね、つじつま合わせの答弁をやっているからですね、理由が変わるんでしょう。ちょっと答弁求めます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）私の答弁について、特段ころころ変わってるというふうに私思っておりません。先ほどのエレベーターの件についてもですね、これは予算上の中で1年間を保守点検とか色んな予算を毎年組んでいたわけですが、実質はそういうものを組んでいなかったし、色んな面で管理運営していくための予算をかなり落としていった経緯があります。だからそういう中での当初予算でしか組んでなかったわけですよ。この当初予算でしか組んでなかったものを予算として、24年度のふるさと館の予算についてはそういう形で、実際は管理運営できないような状態での予算化を提案させていただいた。その事について議会の方でこれでやりなさいと、この予算でやりなさい、という形になったわけですから。私どもとしては手法としては、これは4月1日これで動きながら、そしてある時期に今度は補正を組んだりいう事で議会をお願いをして補正を組んで議会を開いていただく。または先ほど次長の方からもありましたけれど、当初予算に対して予備費を使いなさいとか、流用しなさいという事については、過去からの経緯で当初からそういった予備費やら流用をしてはならんという指摘をいただいていたという事もあって、結果的に当初の予算で物事をストップせざるを得なかったという事で結果としては、4月1日から後の補正予算は議会を開いていただく事ができたので、結果として4月1日から4月19日までが休館になったという事について、大変申しわけないというのは、過去議会の中で答弁をさせていただいたという事を私は記憶しておりますし、答弁そのものがころころ変わってるというふうには思っておりません。同じ流れで物事を説明させていただいておるといふふうに思います。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）それが理由だという事ですから、あとは法令違反かどうかという解釈なわけですけども、最高裁の判例というものについて、教育長はどういう認識を持っておられるのか、ちょっとそこんところをね、弁護士に相談してという話で今通っていますけれども、法令違反かどうかね、弁護士がどう言ったか知りませんが、弁護士が決めるものじゃないですよ。裁判によってですね、ある法令の条文というのは、特に最高裁が解釈を示した事というのは、以降ですね下級審の例えば地方裁判所、高等裁判所の判断を拘束するとされているわけですから。そして小六法なんか見てもですね、この平成7年3月7日の判断、判例がですね、地方自治法244条第2項のですね、解釈についてですね、通説となっているわけですよ。とてもじゃないけどね、行政の予算がどうかこうとかいうようなものでですね、住民が公の施設を利用する事を拒むという事はできませんよ。ましてや集会をですね、そういった理由で拒否するという事はもう重大な法令違反。そういう認識は無いかもしれないけど、客観的に見たらそういう事なんですよ。だからきちんとですね、コンプライアンス体制をきちっとやらないと、これが裁判なるかどうかわかりませんよ。ならないけども、これ裁判なったら必ず町が負けますよ。確かにふるさと館を閉館したという事ですね、裁判を起こすという解釈が間違ってるけども、そういう事で裁判にはおそらくならんだらうと。多分、閉館にしたという事で住民が訴訟を起こす、その守るべき公益の証明だとか、難しいですけども。その間に集会が予定されておってですね、この事は岡田議員・佐中議員の質問によってもですね、明確になるわけですよ。その開催について新聞で予告してですね、だめだった事を謝罪してるわけですから。具体的に裁判になるとしたら、損害賠償訴訟になると思いますけれども。その事によってですね、面目を失ったと、精神的苦痛という理由で損害賠償訴訟を起こされたらですね、多分町は負けるでしょう。予算がどうかこうとかそんな理屈で通る内容の話ではないんです。それとですね、私はだからそういう事で臨時休館を材料に使ったなど。それは今の次長のですね、臨時休館については当てはまらないと言うてますけれども、それがそうじゃなくて、臨時休館にする目的で集会拒否する目的で臨時休館にしたとしたら、これはやはり理由にならないですよ。それと、私はそういうふうに関心の事態は見てるわけですけども、背景としてはね、それだけじゃなかったんじゃないかと思います。今回、今月にですね、町長がかいた広報でですね、町長コラムで書かれてるわけですけども、その内容は安芸商工会主催で内閣府の伝道師

を講師に呼んで講話があったと。その中で、ちょっと読み上げますとね、また先生は幾ら新しい施設でもランニングコストを考慮し、費用対効果の少ないものはすぐにやめるべきで、今はトータルで物事を考え、方針を導き出す時代であると強調されていました。これは築約 20 年のふるさと館を移転し、その跡地に老朽化した畝保育所を建て替えるとする町の方針と共通した考え方であると言えます。こういってコラムで書かれてるわけですね。ふるさと館をですね、壊して畝保育所を建て替えるとする町の方針とした、町の方針といたしますけれども、そりゃ3月までは確かに執行部そういうお考えであったかもしれませんが、3月時点でですね、ふるさと館を壊して畝保育所移転するという事は議会で否決したわけですよ。ですから現在それは町の方針でも何でもない。町長の個人的な思いでしかないわけですよ。それをここでですね、町の方針という事は問題があると思いますよ。正確ではないと思いますけれども、町長答弁求めます。

(「一般質問にない」と呼ぶ者あり)

- 3番(下岡) 一般質問にないと言いますけれども、ふるさと館を閉館した理由として町長のそういうふるさと館軽視の考え方があるという事を言うために、今質問してるわけですよ。
- 議長(久留島) 町長答弁して下さい。町長。
- 町長(山岡) 今回のコラムの問題につきましても、先般も商工会の方での講演を聞いての元に、我々が今までも考えた事に対する、共通する団体があったという事を勘案しながら、町長コラムとして町広報に載せていただきました。
- 議長(久留島) 下岡議員。
- 3番(下岡) 私が質問してるのはですね、築20年のふるさと館を移転し、その跡地に老朽化した畝保育所建て替えるとする町の方針と言ってますけれども、その方針というのは3月までであってですね、現時点ではもう通用しないわけですよ。議会で否決したわけですから。それを現在の町の方針という事はですね、やはり町長は議会の決定決議に対してですね、不満があたりだと。それがやはり4月のふるさと館臨時休館の背景としてあるんじゃないかという事ですよ。教育委員会はどう思ったかもしれないけれども、やはり教育長はそういう町長の意向というのをそんたくしたか何かでですね、そういう事を行ったと思いますよ。明らかに町長はそういう事を書いているわけですから。町長の現在の思いの中にそういう考え方があるわけですから。だけど議会で議決した事だから、これはですね、もう従っていただかないと。個人的な思いがあるかもしれませんが

も。広報でですね、町長の思いをですね、町の方針というふうにかかれたんじゃあ、実際これ見た方からですね、畝保育所をふるさと館に移転する問題は片がついたんじゃないかと私も言われましたよ。片付きましたよと。今まで通りふるさと館は開館を続けて、多分畝保育所をどっか他の所へ、どうするかっていうのはまた執行部が考えるでしょうと言ったんですけども、違うじゃないかと。町長は、町の方針って。築約 20 年のふるさと館を移転してその跡地に老朽化した畝保育所を建て替えると、まだ言っとるじゃないかと。こうやって言われてますよ。どう説明するんですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに今回のコラムに載せた通りでございますが、今、社会情勢から国の方針からしましても、費用対効果の問題でいかに町民に対して還元ができるかという事が基本でございます、そのためにもふるさと館を畝保育所に替えるという方針には変わらないというふうに判断をしております。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）だからですね、議会で議決した事をですね、反対する事を言うなら議会に再度出したらどうですか。そういう事もしないでですね、個人的な思いを町長コラムとして町民に知らせるといのはですね、町政の混乱する元ですよ、町政が。議会と執行部の関係だっておかしいでしょう。議会で議決したものをですね、反対の立場で町長が言うというのは。議会の議決権を無視するんですか。完全な議会の議決権の無視ですよ、このコラムは。なぜ閉館したのかという事は、さっき言ったようにですね、私はそう思っていたけどこのコラムを見たらですね、町長のそういう思いがですね、やはり4月の臨時休館に繋がったんだと、背景にそれがあると思ってるから閉館の理由の一つとして、町長もそういう考え方があるという事言ってるわけですよ。先ほど言ったようにですね、教育長の答弁ではですね、とてもじゃないけど納得できない。法令違反であるのが明確なのにですね、そういう事をなぜやるのかと。町長のそういう考え方が背景にあるからですよ。だから議会の議決を無視して、こういう事を平気で言えるしですね、今私が聞いているのは、だから何でそういう法令違反をやったのかという事を聞いているわけですから。教育長の答弁だけでは納得できない。そういう背景があるという事言ってるわけですよ。それと今ですね、町長も言われたけども、ランニングコストを考慮して費用対効果といいますけれども、ふるさと館の持つ機能がですね、そういうランニングコストとか費用対効果というだけでですね、片付けられる問題なのかどうなのか。ご存じのように

海田町というのは非常に古い歴史と伝統のある町であります。そしてふるさと館では海田町の成り立ちから現在に至るまでの長い海田町の歴史をですね、色んな資料を揃えて具体的にわかりやすくですね、庶民の生活から、あるいはどういう産業が過去にあったかとか、海田町で生まれた偉人の事とかですね、非常に幅広く総合的にですね、学習すると、そういう場になっているわけですよ。そういう学習の場であるですね、ふるさと館をランニングコストとか費用対効果とか、そういう価値判断ですという事自体、私は納得がいかない。例えば教育なんかをですね、生涯学習なんかをそういう価値判断でですね、やるんですか。どうやって生涯学習だとか教育というものをですね、費用対効果といいますけれども、効果を測定するんですか。全然そういうですね、理念とは相入れない分野じゃないですか。その答弁を求めます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）先ほども答弁致しましたした通り、先般の服部先生の色んな事例とか現在の状況等を判断した中でコラムの作成に投稿した通りでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）再度言いますけれどもね、幾ら新しい施設でもランニングコストを考慮し費用対効果の少ないものはすぐにやめるべきだと。これもね町長の私見であってですね、今公式には議会がふるさと館を存続すべきという決議をしてるわけですから。費用対効果を理由にしてですね、すぐにやめるべきだと。これは議会無視ですよ、はっきり言って。何度答弁求めても同じ事ですから、それ以上答弁求めませんけれども。明らかにおかしい。法令違反。次の千葉家の件ですけれども、それについては設管条例をですね、早急に定める。今年度中には定めるという事ですけれども、普通財産についてですね、去年の7月時点で寄附を受けたわけですけれども、その時点から教育長はですね、ある条件でもって住民に公開するという事であって。それまでもそうでしたけれども、その事を続けるという事ですから、どういう形でやるか別にしてですね、住民の用に供する施設、行政財産ですよ。この事は明らかですね。地方自治法は実際にそういう事が始まってなくてもそういう事を決定した財産は、行政財産にすると定めているわけですよ。だからいずれそういう事になるという事であればですね、当然行政財産に最初から指定するべきであって、今言ったように具体的に何かが決まってないから、とりあえず普通財産にしたとか、というようなものじゃないでしょう。今言ったように、普通財産というのは私人と同じ立場で、行政で言うたらその運用あるいは処分を通してですね、収

益をもたらすと。それが普通財産というふうにされているわけですよ。これが普通財産だということなら、先ほどの町長の論理じゃないですけれども、収益性を問いますよ。千葉家がどう収益を生むのか。行政財産に対して収益を言うのはおかしいかもしれないけれども、普通財産であればですね、当然費用対コスト、収益を生むのかどうなのかという観点から議論しますよ。ご存じのように千葉家ですね、今、条件つきながら公開してありますが、住民から入場料という事では取ってないわけです。まあ100円、これは保険代として100円徴収してありますが、このお金というのは入ったらすぐ保険会社に行く費用でしょうから、保険代として取ってるわけですから、収益になるもの、性質のものではない。逆に千葉家を維持していく上では、例えば庭がありますから、名勝になってるわけですから、ぶさいくな事はできませんから、庭師さんを入れて定期的に手入れをする。あるいは県の重要文化財ですから将来にわたって、修理が必要になった時にはですね、修理をしていく必要があるわけですよ。コストがかかりますよ。それに見返りの収益は何も生まないですよ。さっきの町長の論理で言ったらですね、費用対効果が非常に悪い。ランニングコストばかり発生している。ましてこれはそういう事を言われてもしょうがない。普通財産にしたのは行政ですから。どう費用対効果、収益を生むのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）千葉家住宅につきましては、その建物、庭を皆さんに見ていただくという事で、そこで他の財産とは違うという活用を今検討しておるところでございます。ですから先ほどの論理とは切り離して考えていただければと思います。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）議論を切り離してやるんは、そりゃいいんですけども、要は普通財産という性質はそういう収益を目的とする財産だという解釈になってるわけですよ。何で普通財産にしなけなかつたんですか。今検討していると言いますけれども、住民の用に供するという事には今、次長も言ったじゃないですか。どういう形で住民に公開するかと。住民の用に供するですね、行政財産ですよ。違いますか。何でそれを普通財産にしたんですか。だからその理由は何なのかと言って、質問出してるわけですよ。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）千葉家住宅につきましては準備不足もございまして、その活用方法等について未消化の所はございますので、現在プロジェクトチームを作って、最善の運営

ができるような形にして行政財産にしようという事でございます。それと現在は普通財産ですが、これについては普通財産の使用許可という形をとって公開をしている状況でございます。

○議長（久留島） 下岡議員。

○3番（下岡） ここでも法令の解釈の違いなんですけれども、今の説明だと行政財産にはっきりした運用のルールが決まってないから、普通財産にしたというような説明ですよ。そうじゃないでしょう。行政財産にするか普通財産にするかは、住民の用に供するかどうかと、その1点で判断すべきじゃないですか。明らかに住民の用に供する目的で取得したわけですから、行政財産としてべきです。その実際の運用が決まってないという事は、それがあるかもしれないけれども、どちらの財産に区分するかという時にはですね、今言ったように住民の用に供するのかどうかという基準でもって判断すべきだ。何度言っても議論が平行だから、それ以上言いませんけれども。世間一般の通例ではですね、そういった判例だとか、無視してやると。これはですね、ちょっとルールだとか法令だとかいうものをどう考えてるのかという、その議論になってくるわけなんですけれども。そういう認識がないという事ですから、もうこれ以上言いませんけれども。次に、新しい公共という事で、先ほど説明がありましたけれども、協働のまちづくりという事ですね、新しい公共という事で、適正に運営しておるといような、あらかた答弁であったかと思えますけれども、町民の中にはですね、これについては色んなご意見があります。多分、執行部に届いてるでしょうけれども、具体的な事例というかですね。例えば、今、私も自治会の役員やってますけども、今、自治会要望という事ですね、各自治会に要望があれば書面で出せという事で、書面で出してるわけなんですけれども、それに対して回答という形でまた書面でもってですね、回答が来てるわけなんです。果たしてそれでですね、十分に地区の住民ニーズをですね、吸い上げられるものなのか。回答見たら通り一遍のですね、お役所仕事で考えたような答弁が来てるわけですけども。やはりこれからの時代というのはね、行政がもっと前に出てですね、一緒に協働のまちづくりを進めていくという姿勢を示す必要があるんじゃないですか。どうもね、そういう感じが見受けられない。今のやり方というのは。従来はですね、行政それで良かったわけですよ。高度成長で税収もたくさん入ってくるから、それをどう配分するかという事を考えていけば良かったわけですけども、先ほども言いましたように、これから税収も思うに任せないわけですから、少ない財源をどう有効に配分していくかという

事が必要になってくる。海田町の町内でも色んな協働のまちづくりに向けて、色んな団体が色んな活動されておられる。だけど、その方たちと腹を割ってですね、そういう事を議論する場というのが果たしてあるのか。今さっき言いましたように、自治会の例一つとっても、文書をもって事務的なやりとりをすると。そういう事でね、海田町が本当に良い協働のまちづくりができるのかどうなのか。ちょっと答弁求めます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）自治会要望の事について申し上げますと、これは文書でやりとりをしておりますが、提案をいただく際、それから、私ども執行部の方から回答する際、いずれの席におきましても、各連合会長と協議する場を持ちましてそれぞれその文面についてなぜできないか、もしくは逆に投資はなぜ必要か、というところを1項目ずつ4人の連合会長の方と話し合いを持たせていただいております。また、各自治会長とも年度当初の自治会長会議におきましては、総会終了後に私ども幹部職員とそれぞれの自治会長が意見交換ができる場も設けております。そういった意味で自治会要望につきましては、私ども、単なる文書のやりとりではなしにそれぞれ皆さん方の意見をくみ、それから町の考え方をご理解いただいていると、そのように思っております。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）そういうね、対応というのは一応最低限の事はやっておるという事だろうと思うんですけども、自治体によってはですね、例えば、さっきの補助金についてもですね、近隣の廿日市市などでは、地域提案協働事業助成制度という事ですね、いくつかの地域に分けて、その地域から、どういう事をやりたいと。これについてはですね、こういう補助をしてほしいとか、具体的な制度としてできてるわけです。また、他の自治体なんかでも住民提案事業補助金制度とか、そういった形ですね、具体的にこれからの協働の進め方について明確化したルールのもとにやっている。配分するお金は少ないわけですから、うまく配分していかないとそういう協働の進め方についてもですね、うまくできないわけですよ。不平不満が残りますから。この前もある方から言われたのはですね、その方ある団体の関係者ですけども、補助金が減額されたと。財政が厳しいですからなかなか全部の要望を、満額受け取る事もできないですよとかいう話をしたら、なんでそういう一部の団体には減額しておるけれども、また別の団体には増額しとるじゃないかと。なんでえこひいきするんだというような話があるわけですよ。明確なですね、誰にも納得できるようなルールというものをつくる必要があるんじゃないかと

私は思っています。今、先ほど補助金についてもあるルールでもってやっていますと言うけれども、それは行政の中のルールであってですね、住民の方に見えるようなルールでなければですね、これからの時代通用しないんです。今よく言われるのが、透明性の確保・説明責任・情報の開示。こういう事を言われる時代ですから、それに沿ったですね、きっちりした制度に基づいて補助金も運用される必要があると考えますけど、再度答弁求めます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）各種団体に対する補助金につきましては、それぞれの団体によっていろいろご意見があると思います。そのために毎年度予算を組む時にその団体の活動、その他に応じて翌年度の補助額等決めておるところでございます。透明性につきましては、それぞれ一つずつの団体に対します補助金額を予算審査の段階で皆様方に明らかにした上で、いろいろな声をいただいた上で決定させていただいておるところでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）終わります。

○議長（久留島）2番、兼山議員。

○2番（兼山）2番議員、兼山です。本日は大きく3点質問します。フェイスブックについて。平成22年12月の一般質問で私はQRコードの導入、携帯電話版海田町ホームページの開設を提案し、本町も早急に対応、現在も町の案内掲示板として有効に活用されている。この海田町ホームページにインターネット交流サイトフェイスブックを掲載し活用していく事で、よりリアルタイムな情報発信力を強化する事ができる。そこで次の点について問う。1、フェイスブック内にも町公式ホームページを開設し、現行の町ホームページに添付して活用してはどうか。2、フェイスブックで非公開のページを開設する事で、登録した職員間のみでの連絡や情報共有化に活用する事もできる。緊急災害時などでも有効に活用されたという報告もある。本町についてもフェイスブックの活用について研究してみてもどうか。新規職員の採用について、郷土愛に溢れ、本町の教育・文化・歴史を学び、育んできた人物の採用、及び幅広く受験者を募り、かつ優秀な人材を採用・確保していくためには、平成25年度以降の採用試験案内と職員採用について、他の自治体の事例等を参考にすべきと考える。そこで次の点について問う。1、職員採用試験に伴うクラブ・スポーツ・文化活動等の経験調査を職員採用試験申込者と併せて提出するようにしてはどうか。2、2次選考以降の採用選考に町内在住者採用枠、町

外在住者採用枠を設けてはどうか。プール跡地の今後について、プール跡地の今後の利活用について、防災機能を兼ね備えたグラウンドとするという説明を受けた。そこで次の点について問う。平日日中については極力一般町民にも利用できるよう配慮されたグラウンドにしてはどうか。2、砂のグラウンドで活用しやすい運動やスポーツがあるように、芝のグラウンドで活用しやすい運動やスポーツもある。プール跡地は元より、学校施設グラウンドである。より適切な運動や学習活動にマッチさせ、さらに近隣への砂ぼこり抑制、緑化環境に配慮した芝生のグラウンドにするべきと考えるが、町長の見解を問う。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）兼山議員の質問の1点目、2点目については私から。3点目については教育委員会から答弁いたします。まず、フェイスブックについての質問でございますが、1点目については行政情報やイベント情報、緊急情報等、住民に有益な情報発信する新たな情報提供手段として有効であるため、メリット、デメリットを考慮しながら、検討してまいりたいと思っております。2点目につきましては、東日本大震災の発生以降、災害時の情報伝達手段として注目されていますので、住民への情報伝達手段として先進地事例を参考に活用方法について調査研究してまいりたいと思っております。続きまして、新規職員の採用について質問でございますが、1点目につきましては、必要に応じ面接試験で聞き取りを行っておりますので、申し込み時に調査書の提出を求める事は考えておりません。2点目につきましては、町内外を問わず幅広く募集する事で、優秀な人材が確保できるものと考えておりますので、ご提案のような新たな採用枠を設ける事は考えておりません。それでは3点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしく申し上げます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）プール跡地の今後について答弁いたします。1点目については、平日の日中は体育の授業や部活動等の教育活動で使用するため、難しいと考えておりますが、町民利用についてはいろいろと工夫してみたいと思っております。2点目については、学校グラウンドに芝生を植える事については、当面試験的に一部のみ植える事とし、全体の芝生化については、他の市町の現状も調査し検討してまいります。

○議長（久留島）兼山議員。

○2番（兼山）それでは、プールの方で再質問させていただきます。平日の日中について

は体育の授業等という事で答弁があったんですが、今現在もプール跡地というのは、立入禁止の状況でございます。新しくプールの跡地をグラウンド化した場合に、平日については難しいという事だったんですが、私も小学校の時は町営プールとして利用させていただいたんですが、夏休みとか長期休暇、そういう時に一般開放してよくプール利用してたんですが、そういう面からすると、長期休暇等土日とか祝日ですね、そういった時に今プールがグラウンドになるだけの事ですので、そういった今度平日ではないそういう休暇・土日祝、そこらについては一般開放するお考えは、先ほど平日については無いという事でしたので、じゃあその平日以外について考えはあるかどうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）プールの跡地につきましては、目的外使用を含めた形で最大の方法が取れるかどうか、今後研究をさせていただきたいと思います。

○議長（久留島）兼山議員。

○2番（兼山）私も昨年度から公園等、学校グラウンドを開放して、子供たちが伸び伸びと運動、ボール遊びができるような場所づくりという事をずっと訴えてるんですが。まさしくこのプール跡地はそういう方向に私は考えておりますので、是非先ほどの一般町民にも利用できるよという事に対して、工夫するという事をいただきましたので是非そういう方向で工夫していただけるように、もう一回お考えがあるかどうか確認したいので、お考えありますでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）繰り返しの答弁になりますが、研究をさせていただきたいと思います。

○議長（久留島）兼山議員。

○2番（兼山）その次の2番の試験的に一部のみという事なんですが、今公園でですね、側溝の淵周りに芝生を植えたり、あと水周りですね、そういった所も植えてますので、非常に良いと思います。そういう所をまずされるという事なんですかね、一部という所について。詳しくちょっと質問します。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）今考えておりますのは、ベンチを設置する場所について、周りについて考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○2番（兼山）外回りの淵っていうのは今後考えるいう事ですか。それとも今の所は考え

てないだけの事なんですか。どちらですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）この件につきましても、教育長が答弁しました通り他の市町の状況等も合わせて考えたいと思います。

○議長（久留島）兼山議員。

○2番（兼山）続きまして、新規職員の採用についての再質問させています。今一次選考を通して優秀ないうのを調べたんですが、非常に優れているという事なんで、勉強ももちろんそうだと思うんですが、人間的に優れている、色んな解釈があると思うんですが、その優秀な人材が1次選考を通して応募してくれるための確保という意味で、今現在海田町はそういうふうな取り組みがされているのかどうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）町長答弁でも申しましたように、採用試験の申し込みについてはホームページでその募集要項を公開したりとか、といった事で幅広く町内外から申込者を募っているという事でございます。

○議長（久留島）兼山議員。

○2番（兼山）もう少し詳しく言いますが、優秀な人材が1次試験を通して応募してくれるための事です。そのためには何かしてるかっていうところですね。そこについてです。ですから、応募してるのは応募してるんですけど。そういった優秀な人材であるというふうな人材が応募してくれるかどうかというところの。町が何か特殊な色を出しているのかどうかという事です。もう1回ちょっとお聞きします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（内田）職員の募集につきましては、一般的な取り組みとして、広く広報等で募集するというだけでございます。

○議長（久留島）兼山議員。

○2番（兼山）次にフェイスブックの方で再質問します。検討するというお考えだったものですので、フェイスブックの事についてここでどうこう言う事は、時間の関係もありますので、前向きな検討だという事を私認識しているんですが。他の事例なんかすごくリアルタイムな情報をどんどんどんどん発信してますし。四季で言うなら今桜が満開ですという事を常に出しております。今の海田の状況ですと、何月何日にこういった事がございますとか健診がありますという掲示板にすぎませんので、是非そこをもう一度早く

ですね、町内外に発信できるような情報を、フェイスブックを取り組んでいただきたい。もう1個ですね、ホームページの方でそのまちづくり掲示板とか、皆さんの声とかありますけども、色んな問題があったのも私も周知しておりますので、1回精査してですね、必要なものと必要じゃないものを、これを機に整理をされてもいいんじゃないかというふうに私は感じるんですか。そこについてもう少しフェイスブックを検討されるのと一緒にその整理について、お考えいただけますでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）フェイスブックにつきましては、議員が申されましたように、即日性のある情報の発信であるとか、双方向へのコミュニケーションが可能になるとか、メリットがかなりあると思いますので、前向きに検討してまいりたいと考えております。また、現ホームページの整理につきましても、同時進行で考えてまいります。

○2番（兼山）終わります。

○議長（久留島）6番、桑原議員。

○6番（桑原）6番、桑原です。今日は大きく2点質問させていただきたいと思います。

まず1点目は、証明書のコンビニ交付についてでございます。コンビニ交付サービスの導入により、住民は自宅や職場近くなど最寄のコンビニで手続きをする事で、役場の開庁時間を気にする事なく、各種証明を取得する事が可能である。本町が検討を進めてる間、コンビニ交付サービスを導入した自治体も増加しております。住民サービスの向上のために早期に導入すべきと考えますが、これまでの検討結果について問うものであります。大きく2番目。公共施設及び学校施設LED化推進についてでございます。昨年の東日本大震災による原発の廃止論が高まっている中、節電が大きく呼びかけられています。町としても節電効果対策の一環として、まずは最も多くの照明機器を設置している学校の照明機器、発光ダイオードLED照明に切り替えてはどうか。LED照明は消費電力が少なく、長寿命のため、節電・経費削減・メンテナンス・経費等の対策が図れる。初期導入費が多額のため、LED導入に消極的になると思われますが、リース方式による導入を決めた自治体も、あります。LED化の推進は夏場でも発熱が少ないため、エアコンの節電にも繋がる。こうした取り組みによる地球温暖化対策にも貢献できるものと考えます。そこで次の2点を問います。現在、LED照明の価格自体が下落しているが、公共施設及び学校施設の照明機器をすべてLED化に切り替えた場合、どの程度費用がかかるか。二つ目、LED化による年間の電気料と、現在蛍光灯による電気

料との比較はどの程度になるか、尋ねるものであります。よろしく申し上げます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）桑原議員の質問に答弁をいたします。まず証明書のコンビニ交付についての質問でございますが、住民サービスの向上として窓口サービスを拡充する事は重要であると考えております。このたびコンビニ交付につきましては、費用対効果を勘案しながら導入に向けての検討をしてみたいと思っております。続きまして、施設のLED化の推進についての質問でございますが、1点目については、概算でございますが、小・中学校で約1億3,000万円程度、それ以外の16施設の合計で1億3,000万円程度になると考えております。2点目については、小・中学校で約600万円程度、それ以外の16施設の合計で約500万程度の削減になると考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）まず先に、LEDの質問をさせていただきたいと思えます。町長の答弁でLEDの工事費用ですね、1億3,000万円程度というふうに答弁いただきましたけども、これは積算が違うんじゃないかというふうに思うんですけども、何機といいますか、現在蛍光灯がいくつあって、工事費用が幾らかという事をお尋ねをまずいたしたいと思えます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）LED化の工事費の見込額の質問なんですけども、まず、工事単価はワット数ごとに電気工事会社から概算の見積もりをとりまして、蛍光灯の本数に乗じたものでもございます。交換するLEDは、国内メーカーのもので算定をしております。方法といたしましては蛍光灯を蛍光灯器具ごとに交換した場合で概算の計算をしております。蛍光灯の本数につきましては、基本になる40ワットの蛍光灯が公共施設で2,650本、小・中学校で5,082本となっております。その他20ワットで、公共施設で860本。小・中学校はなし。その他大きい数字のところであれば60ワットで公共施設で370本ほどの蛍光灯がございます。以上でございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）神奈川県の方で、まずこのLED化をされたという記事が載っておりますけども、40ワットの蛍光灯1本工事費が1万2,000円というふうな数字が出ておるんですけども、これが間違っているのか。今答弁があった方が間違っているのかという事は、ちょっと今すぐわからないと思うんですけども、それくらいの工事費でできるのではな

いかと、いうふうな事が書いてあります。40ワット、学校全体で5,082本という事なんで、今の1万2,000円という工事費で計算すると半分以下なんですよ。それともう一つは、リースで工事をやっていく。交換をすべて合わせて1万2,000円という金額ですけども、そこらを学校施設をやっていくという考え方は成り立ちませんか。その答弁をお願いします。学校施設ですよ。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）LEDにつきましては照度の問題とかいろいろあります。他の市町の状況を見ておりますと教室へ一般の照明は除いた教員室とか、その他の部屋で導入した例がございますので、その点については、町の財政当局と協議をして考えてみたいと思いますが、現在ところ教室に対する照明については考えておりません。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）考えていただけませんか。この件に関してはですね、コストメリットが必ず出るんですよ。その節電の金額と、それとリースの金額。期間の間で必ずコストメリットが出るんです。これは今までの行政改革、皆さんが一生懸命やられた。それはやっぱりコストメリットを出すために、色んなお金を使うまあ、無駄なお金を使うまあ、というふうなね。必ず町民サービスの影響が出る問題について。これでも平成19年から20年22年の間、町が取り組んでこられた住民サービスの低下であるとか、切り捨てであるとかという事をやられてきておる。これはやはり町としても、海田町の方々にこうして、やはり節電をし、地球環境に優しい、そういった取り組みをやっとるんだという周知にも繋がってくるんじゃないかと思うんですよ。それはランニングコストがずっと出っ放しで、収支が合わないとかいう話であるなら、それはこれ勧めません。必ずコストメリットが出る、こういう事なんで、考えていませんというご答弁よりは、これからどう考えるかという答弁をいただきたいと思いますけどいかがですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）その件につきましては、LEDの照度の問題がございますのでその点等を含めて調査をしてみたいと思います。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）照度というのは何ですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）LEDの特性で光軸が真下の方へ一点に向かうものがございまして、

一般の蛍光灯は全体広がっていくというのがございます。そういうLEDの性質上もありますので、照度が一般の蛍光灯に比べて少し劣るところがありますので、その点を研究してみたいと思います。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）確かに言われるとおりになんですよ。どのぐらいの広さの明かりを照らすかという問題も確かにあります。しかしこうやって財政が厳しい中、やはり皆さん取り組みを一生懸命やっている中で、必ずコストメリットが出るんだいう事なんです。ですからよその自治体もやってる。初期投資がかなりかかるんで、これはリースやりたい。リースやっていけば、10年償却で、電気代がかかる金額とそのリースがかかる金額との差異を調べていただけますか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）ただいまのご提案については検討させていただきたいと思います。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）先に言ったんですけど、コンビニ交付についてでございます。22年の6月議会、12月議会で、このコンビニ交付はちょっと質問をさせていただいたので、確認という意味でさせていただきたいと思います。あの時、実施に向けて進んでいくというふうな答弁をいただいたように思うんですけども、今の現状と、今のかかっている問題点があれば、お知らせいただきたい。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（加藤）このコンビニ交付につきましては、その後、3つの市町、先進地を研修をさせていただいて、これは議員がおっしゃられるように、今後の電子自治体の推進等の考え方から言っても、これは窓口サービスの重要なサービスであると考えて、これは前向きに導入に向けて検討するという回答でありました。ただし、この先進地の研修によって一つの問題点は、このコンビニ交付をするための申請者の個人を認証するための方法として、住民基本台帳カードというものを使用するシステムになっております。これについてはどの自治体においても普及が非常に低調であって、それイコール、利用が伸びないという状況であります。ただし、この2月にマイナンバー制度というものが法案で提出されて、これは継続審議という事になったようではありますが、これが成立されれば、この個人認証するための、こういうカードを全員に配布をするという方針が出ておりました。という事であれば、20歳以上の方に出るとすれば、海田町で2万3,000

の方が持つと。現状は 600 しか出てませんので。こういう事からいけば、その時期が効果的な導入時期であると考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○6 番（桑原）確かにね、第 4 次海田総合計画の中にも、25 年度から 26 年度にかけて、予算を計上しておられます。これ決定じゃありませんけどね。予定を立てておられてます。この個人番号、住民基本台帳が普及はしない、その理由は何だと思いですか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（加藤）この住民基本台帳カードというのは、現実にこの用途と言いますのは、主なものとしては、現在は免許証等のような顔写真つきの身分証明、これを持たれない方、高齢者の方が多いんですが、これが顔写真つきの役場が発行する身分証明書として使われる程度が、今はこれは交付の理由がほとんどであります。という事で、この普及というか、出る交付枚数は非常に限られており、伸び悩みは今後もあると思います。

○議長（久留島）桑原議員。

○6 番（桑原）22 年度に我々は、千葉県の方へ住民基本カードの研修に、月は分かりませんが私も行きました。そのときに、たまたまおられたお年寄りの方、市役所の方が写真を撮っておられたのを思い出します。無料サービスをするんだという事で、無料サービスをして普及を図るといふうにそのときにお話しした記憶があります。その時に海田町もそういう周知のために、どういう取り組みをするのか。いう事は、担当者変わってたと思いますけども、その話をした経緯があります。それから後、海田町の町民の方に普及のための町としての、どういう実施をされたかお尋ねしたいと思います。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（加藤）先ほど申し上げましたマイナンバー制度、これが平成 22 年の 11 月ごろから検討会が開始され、その中でこのマイナンバー制度が成立すれば、住基カードを廃止するという方針はありましたので、これについては当然、交付手数料をいただいておりますし、10 年を有効期限としてますので、今後何年かの間に廃止される可能性があるものについて、PR は少し差し控えておったというのが現状であります。

○議長（久留島）桑原議員。

○6 番（桑原）我々議員としても勉強不足だったと思うんですが、22 年度と言ったらその当時だったと思いますが、このマイナンバー制度、個人番号カードですね。これが話が出てるといふ事は知りませんでした。本当に勉強不足だと思いますけども。じゃあこの

住民基本台帳カードをお使いの方は個人番号カードに変わった時には、このを個人住民基本台帳カードというのはいらなくなるんですか。それとも回収という事なんですか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（加藤）現在の情報の中には廃止ですので、ただ経過措置としては1年ぐらいは並行して身分証明としては使われるという事でございますので、その後については回収になるのか、それぞれ廃棄をしてもらうのかは、国の指示のもとにやっていくものだと思います。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）それでは、住民基本台帳カードというのは、これから町民の方に休止をしないように、でも結構だという話なんですけども。それまでこの個人番号カードが法律の中で決まるまで、町としては今のままでいくという考え方なんですか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（加藤）その事によってコンビニの交付のように土日とか夜間とかの、住民票とか印鑑証明の交付、これができない状態を解消するためには、現在電話予約・インターネット予約等による、土日・夜間の宿直室での交付をしております。これは受け取れる時間が割と短い時間で設定されてありますので、これを時間を拡大しながら、土日等の交付、受け取りができるような対応は考えて、利便性の向上はしていきたいと思えます。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）今、現在去年の4月から海田東公民館において、各種証明が発行されるという取り組みをやられました。まだまだ利用者が少ないようでありますけども、これに対する普及の、海田町としては周知をしていただいておりますかどうか、どういう形で周知をしておられるのかという事をお尋ねしておきたい。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（加藤）これにつきましては、ホームページはもちろんですけども、広報かいたの中で今日に至るまで、住民課の仕事の説明とともに、こういう東公での交付をしております、というPRは続けております。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）最後にお尋ねしておきます。第4次海田総合計画の実施計画の中で平成25年、ここらを考えておられるようですけども、最後に、これは実施されるおつもりです

か。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）従来、計画の中で言うておりました分で検討しておりますけども、他市町の状況、それから今のマイナンバーの問題というところを踏まえると、25年度に必ず実施できるかというところは難しい面があるかと思えます。そのため、議員がご提案の窓口サービスの拡大という事につきましては、先ほど住民課長も申しましたけども、夜間でございますとか土日、こういったようなところで、違った面で、コンビニ交付でない面で、何らかの手が打てないかと。近隣の町において土曜日に例えば窓口を開けているというような例もございますから、そういったようなところも踏まえて検討してまいりたいと思えます。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）さっきのマイナンバー制とこの実施時期がどう整合性があるかという事はちょっと納得してませんけども、さっき言われたような窓口を土日に開設するという方向性も含めて考えていただくという事なので、それは決まり次第ご報告願えたらと思えます。以上、終わります。

○議長（久留島）本日の議事日程は終了する見込みがございません。従って会議規則第23条の規定により、これにて延会といたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会とする事と決めます。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますのでご参集ください。本日はご苦労様でございました。

午後 2時32分 延会